

令和6年第3回定例会

# 麻績村議会会議録

令和6年 9月5日 開会

令和6年 9月12日 閉会

麻績村議会

令和六年 第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

令和六年 第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

## 令和6年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	9
○請願・陳情等の委員会付託について	9
○議案第1号～議案第11号、同意第1号～同意第2号まで一括上程、提案理由の説明	9
○認定第1号～認定第7号、決算認定議案の一括上程	13
○令和5年度決算審査意見書報告	14
○散会の宣告	16

### 第 2 号 (9月10日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	19

○開議の宣告	2 0
○議事日程の説明	2 0
○一般質問	2 0
飯 森 寛 志 君	2 0
宮 川 秀 俊 君	3 2
清 水 清 君	4 6
飯 森 茂 孝 君	6 2
塚 原 利 彦 君	6 6
宮 下 朗 君	8 0
○委員長報告	9 1
○散会の宣告	9 4

### 第 3 号 (9月12日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 6
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 8
○議事日程の説明	9 8
○認定第1号の質疑、討論、採決	9 8
○認定第2号の質疑、討論、採決	9 9
○認定第3号の質疑、討論、採決	1 0 0
○認定第4号の質疑、討論、採決	1 0 0
○認定第5号の質疑、討論、採決	1 0 1
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 0 2
○認定第7号の質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 0 4

○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 0 9
○同意第 1 号の質疑、採決	1 0 9
○同意第 2 号の質疑、採決	1 1 0
○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 1 0
○発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 1 1
○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 1 2
○発議第 4 号の上程、質疑、討論、採決	1 1 2
○発議第 5 号の上程、採決	1 1 3
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 1 3
○村長挨拶	1 1 4
○閉会の宣告	1 1 5
○署名議員	1 1 7

○ 招 集 告 示

麻績村告示第33号

令和6年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月29日

麻績村長 塚原勝幸

1 日 時 令和6年9月5日（木） 午前 9時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君  
3番 宮 下 朗 君  
5番 飯 森 寛 志 君  
7番 清 水 清 君

2番 塚 原 利 彦 君  
4番 茂 木 泰 男 君  
6番 宮 川 秀 俊 君  
8番 峯 村 賢 治 君

不応招議員（なし）

令和6年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和6年9月5日（木）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告 件、議員派遣結果報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第11号、同意第1号から第2号まで一括上程

議案第 1号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

議案第 3号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について

議案第 4号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 5号 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

議案第 6号 令和6年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 7号 令和6年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 8号 令和6年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号 令和6年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和6年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和6年度麻績村下水道事業会計補正予算（第1号）

同意第 1号 教育委員会委員の任命について

同意第 2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 7 認定第1号から認定第7号まで一括上程

認定第 1号 令和5年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 令和5年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 令和5年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 令和5年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 令和5年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7号 令和5年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 決算審査意見報告書

---

#### 出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	宮下朗君	4番	茂木泰男君
5番	飯森寛志君	6番	宮川秀俊君
7番	清水清君	8番	峯村賢治君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	塚原勝幸君	副村長	宮下利秀君
教育長	加瀬浩明君	村づくり推進課長	塚原敏樹君
総務課長	森山正一君	住民課長	宮下佳康君
振興課長	塚原貴志君	観光課長	宮下浩保君
教育次長	宮下信俊君	代表監査委員	飯森力君

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	龍頭詩織
--------	------	----	------

開会 午前 9時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和6年第3回麻績村議会9月定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

感染症等の拡大予防対策といたしまして、本定例会において手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底等を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

また、温暖化防止対策を節電等に資するため6月定例会に引き続きクールビズ対応で行います。

それでは、本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会、傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

---

### ◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において、審議予定表のとおり決定しておりますのでご報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（峯村賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、5番、飯森寛志議員、6番、宮川秀俊議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（峯村賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

8月6日開催の議会運営委員会において、本日5日から12日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を9月5日から9月12日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月12日までの8日間と決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第3回麻績村議会定例会を開催しましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、全員のご参集をいただき厚く御礼を申し上げるところでございます。

今年是一段と猛暑が続く夏となり、全国で熱中症により救急搬送された高齢者も多く、空調設備を完備していない中での悲惨な事態が多発したとのことですし、また、地球温暖化による気象状況の変化により各地で集中豪雨や線状降水帯の発生によりまして、想像を超える

降雨量で河川の氾濫や土砂災害など、暗いニュースを耳にしております。

犠牲になられた皆様方のご冥福と、被害に遭われた皆様方にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く復旧されることを願うところでございます。

これから台風シーズンを迎えますが、災害等がないように祈るとともに、稲刈り等秋の農産物の収穫期を迎えますが、無事収穫ができますことを願うところでございます。

また、今年には元旦に発生しました能登地方の地震による被害は甚大となっておりますし、8月8日に発生しました宮崎県沖の日向灘での地震につきましては、被害はさることながら南海トラフ地震臨時情報が発表され、大規模地震への不安も募りましたが、その後大きな余震もなく安心したところでございます。

南海トラフによります地震被害の想定は、死者が最大23万1,000人、全壊、焼失の建物は最大で209万4,000件と甚大な被害とされていますし、地震発生の確率も高くなってきておりますので今後も心配されるところでございます。

地域におきましては、新型コロナウイルス、インフルエンザ同類となり、村の各種イベントも開催されるようになり、村民の皆様方が大変楽しみにしておりました夏のイベント、サマーナイトフェスティバルにつきましては天候に恵まれ、村民の皆さんによりますパフォーマンスもあり、多くの皆様に楽しんでいただきました。

聖高原の納涼煙火大会につきましては、夕方降雨もありましたが打ち上げ開始前には雨も上がり、心配された霧もなく夜空に開く大輪の花火を皆様に堪能いただけたものと思っております。

また、二十歳の集いにおきましては19名の皆さんが対象となりましたが、15名の皆さんにご参加いただき、将来の麻績村を担っていただく皆さんの晴れ晴れとした姿、そして将来の夢に向かって着実に一步一步前進している雄姿をうかがいました。

さて、日本の経済におきましては、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ地区への攻撃など世界の紛争が絶えない中で、円安によるあらゆる輸入品目の高騰により国内の物価高騰が続いております。しかしながら、歴史的に円安より輸出企業を中心に収益が上がっておりますし、インバウンドの回復から観光業についても業績が伸びている状況でございますが、住民生活の厳しさは中々解消されないのが現状です。

また、国民の政治への不安も拭い切れず、自民党の次期総裁選に岸田総裁が不出馬を表明したことから総裁選は混迷しておりますが、いずれにしましても、日本におきましては少子高齢化、人口減少、一極集中化など大きな課題となっており、持続可能な社会の実現に向

け真剣に取り組む政策の推進を望むところでございます。

こうした中で、令和6年度も5か月が過ぎましたが、村でも計画しております事業の推進に努めており、若者定住住宅の建設につきましては入札の準備を進めておりますし、住宅困窮者に向けた集合住宅の建設につきましては用地の公示に向けまして事務事業を進めております。

子育てする保護者の皆様方の負担軽減を考えた小・中学校の給食費の無料化や、未満児の第1子保育料の2分の1軽減につきましては4月より実施しております。

福祉企業センターと山ぼうし作業場の老朽化に伴います新規施設の建設につきましては、入札に向けまして整備をさせていただいております。

聖高原のオートキャンプ場の整備につきましては、7月に完成しまして8月より利用客の受入れを行っております。

脱酸素、ゼロカーボンに向けましたEV車の公用車購入につきましては8月に納入して、職員の出張等で利用しております。

安心・安全な水道水の安全供給と、災害時の緊急給水施設として整備を進めております番場水道施設整備につきましては、受水槽の脱水も行うなど順調に整備が進んでおります。

本年度の主な事業の進捗状況を申し上げましたが、計画されておりますその他のソフト、ハード事業におきましても、事業の推進に努めておりますが、これらの多くの事業に取り組めますのも議員各位をはじめ、村民皆様のご理解とご協力によるものと深く感謝を申し上げますところであります。

また、今年も実施いたしました地区懇談会の中で、村民皆様からいただきましたご意見やご要望を大切に受け止め、限りある財源の中ではありますが、何をすべきかしっかり見据えて健全な財政を維持しつつ、村政運営を進めてまいりたいと存じますので、議員各位には引き続き格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会では、令和5年度決算認定をはじめ聖高原別荘の地上権に関わる訴訟の提起、令和6年度一般会計及び各種特別会計の補正予算、臨時案件等の議案を提出させていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（峯村賢治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 令和5年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についてもお手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めます。

---

◎請願・陳情等の委員会付託について

○議長（峯村賢治君） 日程第5、請願、陳情の委員会付託を行います。

第6－9号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情につきましては総務経済委員会に、第6－8号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情、第6－10号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情、第6－11号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める陳情につきましては社会文教委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

なお、第6－7号 王乖彦さんの早期救出を求める陳情については文書配付のみとします。

---

◎議案第1号～議案第11号、同意第1号～同意第2号まで一括上程、

提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第6、議案第1号から議案第11号、同意第1号から同意第2号までの13件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 本定例会に提出いたしました議案11件、同意2件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第2号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

本件は、聖高原別荘地、地上権設定契約者の長期にわたり地代を滞納している者に対し、地上権設定契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本件は、令和7年4月1日から松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更に伴い規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本件は、国の制度改正に伴い、令和6年12月2日から長野県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

令和6年度も上半期が過ぎようとしていますが、事務事業は順調に進展しております。事務事業を執行する上で、必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税では、普通交付税本年度確定差額分の増額を、分担金及び負担金では、農地災害復旧事業分担金の増額を、国庫支出金では、総務費国庫補助金、教育費国庫補助金、衛生費国庫補助金の増額を、県支出金では、民生費県補助金、商工費補助金の増額を、繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金の増額を、繰越金では、前年度の決算確定に伴う増額を、繰越金では、前年度の決算確定に伴う増額を、諸収入では、補助及び補助金の増額を、報償金及び雑入の減額を、村債では、臨時財政対策債の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものについて申し上げます。

総務費では、職員手当、需用費、委託料、電算システム使用料、備品購入費、負担金、補助金の増額を補正計上いたしました。

民生費では、職員手当、福祉施設建設事業に伴う委託料及び土地購入費、老人福祉費における返還金、特別会計繰出金の増額を、児童福祉費では財源組替を補正計上いたしました。

衛生費では、職員手当、需用費、委託料、補助金、返還金の増額を補正計上いたしました。

農林水産費では、役務費、委託料、備品購入費の増額を、国庫補助金工事請負費の減額を補正計上いたしました。

商工費では、旅費、需用費、役務費、委託料の増額を補正計上いたしました。

土木費では、補償費の増額を補正計上いたしました。

消防費では、退職報償金、大会不参加及び大会会場変更に伴う諸経費、負担金の減額を補正計上いたしました。

教育費では、教育総務費において、職員手当及び委託料、小学校費において需用費及び借上料、中学校費において旅費、報償費及び需用費、社会教育費において需用費、補助金、返還金の増額を補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備え、それぞれの基金の積立てを補正計上いたしました。

予備費につきましては、歳入歳出の補正を行ったものです。

災害復旧費では、農地災害復旧に伴う村単工事請負費の増額を補正計上いたしました。

補正額は3億300万円の増額で、歳入歳出総額は32億2,180万円となります。

次に、議案第6号 令和6年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰越金及び諸収入の増額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費、保健事業費の増額を、国民健康保険事業費給付金の減額を補正計上いたしました。

補正額は4,458万1,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は3億6,658万1,000円となります。

次に、議案第7号 令和6年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

前年度繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は2万1,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は102万1,000円となります。

次に、議案第8号 令和6年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費、諸支出金の増額を、地域支援事業費では財源組替を補正計上いたしました。

補正額は4,279万7,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は5億1,400万円となります。

次に、議案第9号 令和6年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰入金、繰越金の増額を、後期高齢者医療保険料の減額を補正計上いたしました。

歳出では、諸支出金の増額を、広域連合納付金の減額を補正計上いたしました。

補正額は19万6,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は5,319万6,000円となります。

次に、議案第10号 令和6年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

収入では、資本的収入において、企業債の増額を、国庫補助金の減額を補正計上いたしました。

支出では、収益的支出において、営業費用総係費の職員手当及び賃借料の増額を補正計上いたしました。

次に、議案第11号 令和6年度麻績村下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

支出において、収益的支出における営業費用総係費の職員手当及び賃借料の増額を補正計上いたしました。

次に、同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員小山正文氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることから、引き続いて小山正文氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間です。

次に、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員町田俊男氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることから、引き続いて町田俊男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間です。

以上、議案11件、同意2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月12日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

---

#### ◎認定第1号～認定第7号、決算認定議案の一括上程

○議長（峯村賢治君） 日程第7、認定第1号から認定第7号まで、一般会計と各特別会計歳入歳出決算認定議案7件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読を省略いたします。

本日は上程のみとし、本日と9月6日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月12日に審議、認定を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

なお、決算書の会計管理者説明につきましては省略いたします。

---

◎令和5年度決算審査意見書報告

○議長（峯村賢治君） 日程第8、令和5年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について監査委員の意見を求めます。

飯森力代表監査委員。

○代表監査委員（飯森 力君） それでは私のほうから決算審査についてご報告を申し上げます。

令和5年度の決算審査につきましては、7月17日から22日の間に一般会計並びに国民健康保険特別会計、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の6事業の特別会計及び高等学校生徒奨学基金、土地開発基金の運用状況について審査をいたしました。その結果につきましてはお手元の意見書のとおりでございますが、概略を申し上げたいと思います。なお、着座にて申し上げさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、各会計ともに計数に誤りがなく関係書類につきましても適正に処理をされていることを認めました。財産及び物品についても適正に管理され、台帳等の整備及び機器等についても適正に管理され正確であることを認めました。また、各機器の管理及び運用の状況はその目的に従い適正に運営され、計数も正確であることを認めました。

それでは一般会計について申し上げます。

歳入については前年度比13.9%の増、歳出においても前年度比15.1%の増と、それぞれ前年度より増額となっております。収納率につきましては95.5%、繰越準備があるため歳出の執行率は92.5%となりました。単年度収支は2,814万7,000円の赤字、実質単年度収支については1億7,830万1,000円の黒字となります。

次に財政指数であります。財政力を判断する財政力指数は0.169、計上収支比率は79.8%で前年度より2.0ポイント上がりました。実質公債費比率は7.9%で、単年度では2.4%の増となりましたが、3か年平均では6.3ポイントで1ポイントの増となりました。健全化判断基準を大きく下回っており、基金の状況等を含め総合的に見て健全財政を維持しているものと考えられます。

次に未収金であります。村税の未収金は前年度より微増となりましたが、徴収率は

99.9%と高い徴収率を維持しております。財産収入の別荘地代、別荘地貸付収入については前年度比123万7,000円の減で1,155万6,000円となったが依然に多額となっておりますのでご報告を申し上げます。

次に特別会計であります。国民健康保険特別会計について申し上げます。歳入歳出ともに増額となり、単年度収支368万8,000円、実質単年度収支868万8,000円の黒字となりました。保険税収入は4,453万9,000円で前年度比6.5%の減となりました。なお、未収金は39万9,000円で前年度比6万5,000円の増となっております。引き続きの滞納整理を望みます。

歳出は保険給付が主たるもので、前年度比11.3%の増の2億5,413万8,000円となりました。支払準備基金は500万円が積み立てられ合計で8,000万4,000円となりました。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業の特別会計について申し上げます。令和5年度は1区画の販売実績がありました。なお、村持分が21区画増え1,317区画となり全体の68.7%を占めております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。令和5年度は年度末で本特別会計が廃止され、令和6年度より公営企業法による企業会計に移行されるため、関連する業務が円滑に遂行されるよう、歳入歳出それぞれ増額となりました。

歳入の主たるものは使用料及び手数料で、構成比13.1%の4,714万2,000円、一般会計繰入金は構成比78.7%で2億8,267万4,000円、前年度対比1億9,889万8,000円の増となりました。使用料の未収額は46万5,000円で微増しており、引き続きの滞納整理を望みます。

歳出は、公債費が構成比57.9%で8,609万9,000円、建設改良費は構成比9.6%で1,431万7,000円、対前年度比1,606万7,000円の減となりました。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。令和5年度は下水道事業特別会計同様年度末で本会計が廃止され、令和6年度より公営企業法による企業会計に移行されるため、関連する業務が円滑に遂行されるよう、歳入歳出それぞれ増額となった。

歳入の主たるものは使用料及び手数料で構成比9.2%の6,026万1,000円、一般会計繰入金は構成比44.9%で2億9,312万5,000円、前年度対比2億4,024万7,000円の増となりました。使用料の未収額は110万円で微増しております。引き続き滞納整理を望みます。

歳出は公債費が構成比16.1%で6,585万7,000円、建設事業費が構成比71.4%で2億9,087万5,000円、前年度比1億6,163万9,000円の増となりました。

次に介護保険特別会計について申し上げます。歳入は前年度比1.2%減、歳出も前年度比1.3%の減となりました。

歳入の主たるものは国庫支出金で構成比25.2%、1億2,834万2,000円、支払基金交付金が構成比22.1% 1億1,236万1,000円、繰入金が構成比14.9%、7,611万6,000円、保険料が構成比15.4%の7,861万2,000円となりました。

歳出については保険給付費が主たるもので、構成比85.6%、3億9,654万2,000円となりました。介護保険支払準備基金は1,000万円の積立を行い、7,609万4,000円となりました。なお、介護保険の認定者は前年度より1名減の254名となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は、前年度比2.3%減、歳出も前年度比1.6%の減となりました。歳入の主たるものは医療保険料で、構成比68.3%の3,202万7,000円、繰入金が構成比30.7%で1,439万8,000円となりました。

歳出の主たるものは後期連合会計の納付金であり、構成比94.3%、4,413万2,000円となりました。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。令和5年度においては新たな貸付けはありませんでした。

次に、土地開発基金について申し上げます。運用益として1万円の積立てを行いました。

以上であります。本意見書では詳細については省略をさせていただいております。なお、健全化法における実質公債費比率は基準値を下回り、健全財政を維持しておりますが、今後においては、実質公債費比率の上昇も予測されます。健全な財政運営を、そしていつ起こるかわからない災害時等の緊急対策の強化と、経済情勢の変化や人材不足に関連したA I活用事業等への環境変化に対応すべく、I T化対応又D X化を進め、併せて新型コロナウイルス感染症等各種の感染予防への充実を図り、地域住民が安心して安全な社会生活が送れるよう、引き続き迅速、的確な行政運営をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（峯村賢治君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和6年第3回9月定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて、補正予算等の提出議案について提出者より説明がありますので、

委員会室に移動願います。

また、全員協議会終了後、総務経済委員会、社会文教委員会において、付託案件の審議をお願いいたします。

散会 午前 9時35分

令和6年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和6年9月10日（火）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

---

出席議員（8名）

1番 飯森茂孝君

2番 塚原利彦君

3番 宮下朗君

4番 茂木泰男君

5番 飯森寛志君

6番 宮川秀俊君

7番 清水清君

8番 峯村賢治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 塚原勝幸君

副村長 宮下利秀君

教育長 加瀬浩明君

村づくり推進課長 塚原敏樹君

総務課長 森山正一君

住民課長 宮下佳康君

振興課長 塚原貴志君

観光課長 宮下浩保君

教育次長 宮下信俊君

代表監査委員 飯森力君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁

書記 龍頭詩織

書記 臼井孝夫

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。令和6年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎一般質問

○議長（峯村賢治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は6名です。

質問の順序は既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

それでは順番に発言を許可します。

---

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（峯村賢治君） 初めに、5番、飯森寛志議員の一般質問を許可します。

飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 5番、飯森寛志です。

事前に通告いたしました3点、有害鳥獣対策について、移住定住対策について、若者定住住宅退去後の村の対応について、以上3点を一問一答にてご答弁をお願いいたします。

それでは、有害鳥獣対策についてまずお伺いいたします。

今日の新聞にもいろいろ騒がれておりますし、記事も読まれている方も多いと思いますが、近年、熊の記事が盛んに報道されております。ツキノワグマの生息数は日本全国で約1万2,000頭と言われております。特に西日本では熊の生息分布が至るところで途切れているとの現状もあります。

九州では既に絶滅という状況もありますし、四国でも絶滅寸前ではないかという観測もなされています。この原因は人間の開発行為ではないかと言われていたことも事実であります。また、長野県にも、なじみな動物ではありますが、特別天然記念物のニホンカモシカが全国で約10万頭生息しております。

このような中で、最近の熊による人身被害が多くなってきておまして、去年、環境省からは鹿、イノシシと同様に指定管理鳥獣という部分に分類されました。それまではツキノワグマは非常に生息数が少なくて、今までの乱獲も含めて保護鳥獣ということでやっておりましたが、近年の被害増大によりまして指定管理鳥獣ということになりました。

この指定管理鳥獣とは、鳥獣保護管理法で全国的に生息数が著しく増加していたり、生活環境や農作物、それに生態系に被害を及ぼしたりする野生動物で、集中的かつ広域的に管理が必要な種が対象であります。今までは、先ほど申しましたが、ニホンカモシカとイノシシでありました。

熊は絶滅しやすい動物でもあります。先ほども申しましたが、九州ではもう絶滅し、四国では約20頭ぐらいしか生息しておらないという状況でございます。また、カモシカとイノシシに関しましては、繁殖力が高いということで保護して半減するということが目的で、今、駆除の作業をしているところでございます。ただ、熊は繁殖力が低いため、分布や個体数などのモニタリングを定期的 to 実施する必要があるということで、その旨の行動、対策には一つみんなの注意も必要かと思っております。

また、今年に入り、長野県で熊による人身被害が今年5日までに10件ございました。特に里地での被害が増大しております。そこで、ツキノワグマ出没警報が昨日発令されました。これは全県10地域の中で5地域が対象であります。当村の地域は幸いにも警報の地域から外

れておりますが、昨年から出ている注意報はそのまま継続しております。今年の11月14日までこの注意報は継続しておりますので、皆さんには十分気をつけていただきたいと思っております。

熊の行動半径に関しましては、1日に40キロから50キロ移動するということが言われております。一つのデータでは、埼玉県の奥から長野県の御代田町まで1日往復していたというデータもございました。

また、県内でツキノワグマを目撃した件数もかなりここへ来て増えてきております。途中経過ではありますが、8月の1か月間で323件、特に中信地区で目撃件数も多くなっております。木曽地域で55件、北アルプス管内で45件、松本管内で31件と出ている状況であります。

また、この時期は、山中にあまり餌がないという時期でもありますので、人里に出没しやすいということも言えるかなと思っております。また、襲われた人で重傷者の9割は顔にけがをしているという部分がありまして、片目損失や骨折、その他傷口に細菌が残り感染症を発症したという例もございました。

そこで、まず質問要旨1としてお願いいたしますが、当村においての熊の被害をお尋ねします。人的、畑作についてどのような数字になっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは私から、熊の被害、また人的、畑作等についてお答えさせていただきます。

まず、全国の状況でございます。

令和5年度1月まで熊類でございますが、ヒグマ、ツキノワグマによる人身被害の発生件数は197件、218人が被害に遭いまして、うち6人の方がお亡くなりになっております。平成18年度以降で最多ペースとなりました。また、令和5年度は9月以降に顕著に増加し、10月の人身被害の発生件数は、直近の5年間で令和2年度が40件ほどで最多でありましたが、60件強となっております。

地域別でございますが、平成20年度以降、令和5年度の人身被害件数が過去と比較しまして最も多かったのは東北地方で、最も多かった平成29年1月末での58件を大きく上回る141件となっております。令和6年度におきましても、全国各地で春先から人身被害が発生しており、頻繁にテレビによる報道、また新聞記事を目にする機会が多くあります。長野県内におきましても、令和4年度は8件8人、令和5年度は11件12人、今年度は4月から7月ま

での集計においては8件8人の人身被害が発生しております。人身被害の件数につきましては、里地のみでは林内での件数も含むものでありますので、よろしく願いいたします。

また、先日には松川村において、同じ熊に2人が襲われ大けがをされた被害も発生していますし、同日、安曇野市においても人身被害が発生しており、残念であります。先ほど申し上げた件数より被害件数は増加するものと思っております。

麻績村におきましては幸いなことに人身被害はございません。先ほど申し上げたとおり、令和5年度は全国で9月、10月に人身被害が多く発生しております。これから迎える時期となります。いつ、どこで熊と遭遇するか分からない状況にあります。住民の皆様に対しまして引き続き注意喚起の周知・広報を行ってまいりたいと思っております。

よろしく願いします。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 今年の人身被害は当村ではないということで非常に安堵はしておりますが、何分、先ほども申しましたとおり行動範囲が非常に広い動物でございますので、注意喚起してもなかなか周りが見えない時期でもありますので、さらにお願ひしたいと思っております。

その中で次に目撃件数です。被害とちょっと前後しますが、県内の目撃件数は新聞等にも載っておりますが、村内での目撃件数はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、県内、村内での目撃件数をお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほど議員からも話がありました数字と重複する部分でございますが、お許しをいただければと思ひます。

県内における里地における目撃件数でございますが、令和4年度770件、令和5年度1,406件、令和6年度は4月から7月までは744件となります。令和5年度の4月から7月の616件と比較しますと128件多い状況となっております。速報値ではございますが、8月については里地で323件の目撃がされております。

次に、里地における村内の目撃件数でございます。令和4年度1件、令和5年度1件、令和6年度については4月から7月まで1件となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） この小さな面積の中で1件、約半年で今年も1件ということで目撃件数は今後増えるのかなと思います。

そこで、ちょっと耳にもしましたが、主要箇所でのカメラ、動物認識カメラというのほどのように設置されていますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） カメラの設置状況についてお答えさせていただきます。

現在、猟友会の個人の方が個人所有のカメラを設置いただきまして、熊の出没等々の把握に努めていただいているところでございます。

今年度につきましては、赤外線カメラを導入して日向・麻績両猟友会の皆様にご活用いただく予定としております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 神出鬼没の動物ですので、村内でもどのような行動半径を持っているかしっかりと把握できればいいと思っております。また、その確認のためにも、赤外線カメラ等の設置については、費用はかかりますが、何分いろいろ考えて設置を公費のほうでできればと思っております。

次にですが、先ほどもお答えしていただきましたがもう一度確認したいのですが、熊との接触件数、これは近くで見た、実際にもう襲われたというのは被害なのですが、近くで見たという部分は村内ではあったでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、接触件数という形でお答えさせていただきたいと思えます。

この接触件数として取りまとめているデータはございません。従いまして、偶発的接触の可能性が高い林内での目撃件数をご報告申し上げたいと思えます。

まず、令和6年度県全体となりますが、4月から7月の集計となりますが287件でございます。次に、松本振興局管内の林内の目撃件数でございます。同じく4月から7月の集計となりますが、全目撃件数155件中、林内においては64件となっております。麻績村におきましては、6件中林内においては5件という形でございます。先ほど里地で1件と申し上げましたので、トータル6件という形になります。それぞれ集計方法が若干違う部分がございますが、数字的に変動する部分がございますが、お含みおきいただければと思えます。

県によるツキノワグマ出没注意報は、議員からもありましたように、発令期間が当初8月31日まででございましたが、県内全域において11月14日まで延長されている状況でございます。また、昨日ではございますが、県内5地区、北信、長野、上田・佐久、北アルプス、木曾・上伊那で初発出となる熊出没警報が出されてございます。熊との偶発的な接触を防ぐため、林内に立ち入る際には基本的な自衛策を講じ細心の注意を払っていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 村民の皆さんがしっかりと自分の周りを確認しながら山中に入ったり、また、山中の近くの田畑での出入りに関しては注意していただきたいと思います。

それでは次に、まだ捕獲という部分は最近ではないのですが、長野県では捕獲した熊は駆除せずということで山に帰す学習放獣ということを行っております。熊との共存を目指し、人や農作物に被害を与えた熊以外は原則放獣するという方針ですが、出没が増える中で、被害を出した固体かどうか判断が難しいというケースが出てきております。この学習放獣という部分が地域住民の理解が得られるかというのは県内でも問題化されております。

そこで、当村において捕獲した場合のまず基準があるかどうかお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 当村におきましても、学習放獣をするか駆除をするかという基準ですけれども、明確なものはございません。状況に応じて、危険性が高い場合には村長の権限によって捕殺という部分もあろうかと思えますし、県の指針によって基本的には学習放獣という形でございますので、それに倣って対応してまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 制度的にはかなり難しいかなとは思いますが、事が起きた後では非常に遅いので、起きる前にいろいろ対策をしていければなと考えております。

その中で、近隣の自治体の対応についていろいろこちらでも調べてみました。実際に捕獲された場合の捕獲人員とかその場合の手当に関して調べてみましたが、近隣では、築北村ではこのような手当はない、生坂村でもない、千曲市でもない、安曇野市では緊急出動ということで支払われておりますし、くくりわな、おりによって支給手当という分は変わっているということを確認しております。

その中で当村の緊急出動時に対する対応をお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、近隣自治体の対応を含めた当村の考え方についてお答えさせていただきたいと思っております。

熊の捕獲時に係る近隣自治体の状況をまずもってお話します。各市村の担当の方にお聞きした結果になりますが、松本市においては麻酔銃を使用した場合や捕獲用のわなの設置、パトロールをした場合には報奨金や出動手当の支給を行っておると。安曇野市は先ほど議員さんおっしゃったとおりでございます。他の市村につきましては熊の捕獲時に限定したものは無いという状況でございました。

しかしながら、全国的には猟友会員の皆さんの負担が増す中で報奨金などの支給や額の引き上げが議論されておるところでございます。また、環境省におきましては、4月16日に省令を改正して熊を「指定管理鳥獣」に追加してニホンジカとイノシシと同様としました。これによりまして、市町村においては令和7年度から国の交付金を受けることができ、熊出没防止対策事業、緩衝帯の整備とか侵入防止柵の整備、出没時のパトロールなどに充てることできるようになります。

また、出没時の体制構築事業としまして研修会の開催、訓練、出没対応マニュアルの作成経費等にも充てることできるようになるということでございます。猟友会員の皆さんへの直接的な支援につながるものとしては出没時のパトロールに対するものと想定されます。

交付金を有効活用する中でハード・ソフト面で猟友会員の皆さんへの支援ができればと考えております。また、報奨金や出動手当の支給については近隣市村の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。ご答弁の中で今後の対策ということもお聞きいたしました。

北海道では、出動の部分に関しまして猟友会があまりにも安すぎるということで出動を断ったという例もございます。何分、危険な動物でもありますのでその点もしっかり考慮していただきたいと思っておりますが、全て何でも自治体に費用負担ということもいかなものかと思っておりますので、関係団体と協議しながらしっかりとその旨はやっていただきたいと思っております。

また、ある部分では、保険教材適用ということをしている自治体もございます。そういうものを考えながら進めていければと思いますし、また、ゾーニングということで地域区分を設けて、当村の中で緩衝・防御地域、排除地域、主要育成地域と3つの地域を設定している部分で対策を立てているところもございますし、また、先ほど申しましたとおり、石川県では熊防止、被害防止の訓練というものを積極的に行っているということもありますので、今後の全体での課題としていきながら進めていただければと思っております。

何分、費用もかかることですので、財政の中で大変だと思いますが、しっかりとこの補償等々につきましてはご検討をお願いしたいと思っております。

鳥獣対策については以上といたします。

次に、2、移住定住対策についてということでお尋ねいたします。

過去に何人かの議員からも質問がありました。そこで令和6年度の現状をお尋ねしたいと思います。村内への移住対策としての空き家利用はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それではお答えさせていただきます。

平成30年度に区長にお願いいたしまして空き家の調査を行ったわけでございますけれども、そのときの件数がおおむね180件ということでございました。

昨年、村内の7割の地区で空き家の調査をした結果、空き家の数はおおむね160件ということでございます。今現在8割まで調査を進めておりますけれども、173戸の空き家が確認されております。

そのうち、昨年、空き家バンクに登録された件数は17件となっており、空き家を活用された部分が6件でございます。今年度新規に登録は7件ございまして、そのうち4件が成約という形になっておりまして、昨年から今までの間でいきますと、合計24件の登録があつて10件の成約ということで、空き家の活用が図られているというところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

ちょっと取っちらかってしまいました。有害鳥獣で最後の質問をここでさせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） どうぞ。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。それではさせていただきます。

有害鳥獣捕獲後の貯蔵庫の設置についてということでお尋ねいたします。

今年は各地区においても有害鳥獣の捕獲例が増えてきております。7月現在でも当村では昨年よりもかなり多い頭数の捕獲・駆除があります。捕獲後は血抜きをし、大町的美麻施設、茅野市の業者に引き取りしていただくというのが今の現状でございますが、今年は捕獲頭数が多くて大町でも昨年の約倍、茅野市の業者もほぼ倍の引取りの要請があるということで、実際に搬入を断られるケースがここで増えてきております。

引取りの業者に関しましても、何時に行けるかということ分からず、一時的に流水のところへ置いて保管しておくということが続いております。当村においても県においてもジビエの部分が増えてきております。大事な資源をここでしっかり守って提供していくためにも、一時保管として当村に冷蔵庫を、大体2トクラスの箱の大きさのものを設置して保管することで引渡しの時間にも余裕が生まれ、鳥獣の鮮度、安全性が担保できると思われれます。例えばトラックコンテナでは中古で4.4メートルくらいの大きさを大体20万前後くらい、20フィートで30万弱ということでございます。

プレハブに関しましては、2.2坪でトラックコンテナの約倍から桁が1つ変わってくる金額になります。先ほども申しましたが、非常に資金が限られている中ではあります、せっかく捕獲した鳥獣に関してはしっかりと貯蔵して次の業者に渡したいと思っておりますので、このような設置についてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 貯蔵庫設置についてお答えさせていただきます。

まず、今年につきましては、昨年より2倍ほど捕獲をしていただいているという形で猟友会員の皆様には感謝を申し上げるところでございます。

設置につきましては、麻績・日向両猟友会員の皆さんが利用しやすい場所でありまして、そういった場所の選定、また今トラックコンテナまたはコンテナという部分もお話がありましたけれども、こういった貯蔵施設にするかなどいろいろな課題がございます。今後研究を進めてまいりたいと考えます。

あわせて、現在、猟友会員の皆さん、直接ニホンジカを持ち込める施設については、先ほどお話ありましたように大町市の美麻にある施設となっております。他の近隣市村で持ち込みが可能な施設があり、また時間的短縮ができるものでありましたら、そういった部分についても調査を進めてまいりたいと考えているところでございます。捕獲後のニホンジカの有効活用と猟友会員の皆さんの負担軽減を図ることができればと考えておりますので、よろ

しく願います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） せっかくの自然からの恵みでございます。しっかりと有効活用したいと思っておりますし、なかなかできなければ山にそのまま帰すという部分もありまして、非常につらいものを受けている人もおられると思いますので、早急な対策と対応をお願いするものであります。

それではすみません、質問が前後して申し訳ありませんが、移住定住対策という部分に戻らせていただきます。

先ほど現状をお聞きいたしました。空き家という部分に関しては、所有者の気持ちの問題とか家の中のこととかあって、周りの人間、自治体がああせい、こうせいといってもなかなかできにくい部分があるかと思えます。

ただ、その中で空き家の所有者とか貸主の人たちの話をいろいろ聞きますと、いや、うちには仏壇がという言葉が必ず出てくる状況です。当村もかなり古い家が多うございます。その空き家の部分が発生してきております。そこで、各家の留守になる、貸家にする、空き家になっている仏壇の撤去をすることによって空き家対策が一步前進するのではないかというふうに考えておりまして、この費用の対策を、何度も申しますが、自治体へ、自治体へと全てを丸投げするわけではありませんが、当村としての対応・対策をお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それではお答えさせていただきます。

村では空き家バンクの登録をしていただきますと、麻績村空き家改修及び片付け等事業補助が受けられます。その中で空き家の片付け補助をご活用いただきますと、不要な家具・家財等処分費の経費の2分の1以内、上限20万円を活用することができます。

仏壇につきましては、それぞれの宗派で仏壇の処理の考え方が異なっているようでございますので、お寺さん等にご相談していただいて片付けるという形であればこのリフォームの片付け補助を活用していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 確かに仏壇に関しましては、各家々の宗派ですとかありますので一概には言えませんが、何件かのお寺にヒアリングした結果、仏壇内の位牌に関してはおたき上

げとして供養できるというお寺がほとんどでございました。

位牌に関しましては、過去帳というのを個人で作って自分でしっかり管理していただければご先祖様というお話もありましたし、仏壇に関しては、非常につらい言い方をされましたが産業廃棄物だと。自分で処分してほしいということがほとんどの宗教団体の答えでございました。

実際に、ちょっと詳しい話にはなりますが、このようなお話を所有者にしっかり話していただければ割とこの話もスムーズに、それならばということで半分くらいは解決できるのではないかなと考えておりますので、担当者の方には申し訳ないんですが、いろいろな部分での廃棄物の方法については所有者に詳しくお知らせ願えればと思っている次第でございます。

次に、若者定住住宅の退去後の村の対応についてでございます。

当村として若者定住住宅、本町住宅を建設して、かなりの住民の方々が入居しておられますが、ここから退去する場合、村内に残るのか残らないのか、この部分の今の状況をお聞かせ願えればと思っております。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、村内への転居の状況とか村外への移住の状況という部分になろうかと思いますが、お答えさせていただきたいと思えます。今これをお話しする部分につきましては若者定住住宅の本町に限るものでございますので、よろしく願いいたします。

本町地区の若者定住促進住宅につきましては今まで10世帯が退去されてございます。転居先をそれぞれ申し上げます。村内への転居が1世帯、県内への転居が7世帯、県外への転居が2世帯、合計10世帯となります。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 村内に残られる方は本当に少ないですね、1割ということで。この部分について、何か問題点があったのか、これへの解決案はあったのかお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 問題点、解決策という部分でお答えさせていただきたいと思えます。

若者定住促進住宅の本町、天王で村外から移住をされてこられて、村内に転居された世帯

は4世帯となります。それぞれ転居するに当たりまして、土地の取得であったり住宅の建設など課題を解決されまして定住されてございます。問題点・課題点として考えられることにつきましては、土地、空き家の取得に係るもの、また賃貸物件の確保などと考えます。

麻績村におきましては、昨年度設置されました空き家活用専門職員により空き家、空き土地の掘り起こしがされまして、空き家バンクの充実がされているところでございます。引き続き物件のあっせん、情報提供に努めるとともに、村内定住を希望される方に対しては専門職員と連携を取る中で定住に向けてのご相談を受けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 直接的に、ここにおれば仕事がか生活環境だとかという、そのような生活インフラでの問題点はなかったでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） おっしゃるとおり、勤務先が村外であったり通勤に不便だという部分もあろうかと思えますし、日常生活の買物がなかなか不便だよという部分もあろうかと思えますが、それはそれぞれのお考えもでございます。勤務先は村外であってベッドタウン的に村内にお住まいの方もいらっしゃいますのでそれぞれかと思えますが、そういった部分も少なからず影響があるのかもしれない。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 村内転居、村外転居はその住民の家庭環境とかいろいろな部分で個人の差があると思えますが、村内での生活インフラの中でいろいろ問題点があればその問題点を解決して、できるだけ村内に定住するという策を取っていただきたいと思っております。そういうアナウンスすることが、新しく移住する住民の人たちへのプラス材料ということでしっかりとアピールできるのではないかなと考えております。

以上をもちまして私の質問を終わりますが、質問の内容が前後いたしました。すみませんでした。以上で終わります。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終了いたしました。

ここで計器の調整のため暫時休憩いたします。

再開は9時50分といたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時50分

○議長（峯村賢治君） 会議を再開します。

---

◇ 宮川秀俊君

○議長（峯村賢治君） 6番、宮川議員の一般質問を許可します。

宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ワンクッション入れていただいたおかげで落ち着いて質問できます。

一昨日、本町地区に念願でありましたコミュニティ広場が竣工を迎えることができました。大変喜ばしいことでもあります。ご尽力いただいた皆様にまずは感謝を申し上げます。しかしながら、住宅建設から十数年経過してしまったことは反省すべき点ではないかと思えます。当初の計画や住民への情報開示が遅れたことは検証事項であると思えます。

それでは、本題の1番目の質問ですけれども、男女共同参画条例に向けての推進、進捗状況についてお尋ねいたします。

この質問は今まで定例会においても私は何回かさせていただきました。最近では3月議会において質問しております。条例制定に向けての審議会設置の考えについてお尋ねしておりますが、そのときの答弁としては、職員間で長野県等の計画を参考にしながら内容を確認していく、また、修正箇所の掘り起こしの実施、条例の制定の可否についても研究していくということでありましたが、現在の状況についてお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃられますように幾度かご質問いただく中で、長野県とか他の自治体の計画を改めて確認させていただきました。麻績村の計画に見直しが必要かどうか、庁内で協議を担当したレベルを含めまして検討しております。

一例としますと、県が第5次計画において新たに付け加えた視点については現行の村の計画に欠けているとは思われませんので、村の計画を運用する中で対応していければという状

況でございます。

また、条例制定に関しましても、他の自治体、県内で条例、計画が共にある自治体は4割弱というような状況でございますけれども、その中で、他の自治体の条例を確認させていただきますと、計画に書いてあるものを明文化しているというようなものが主でございます。村において計画以上に条例で制定する必要があるかどうかも含めて今のところまだ研究中というところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 大変慎重な研究ということになります。

では、この麻績村が制定した参画計画、平成29年3月に出ておりますけれども、10年が計画期間でありました。この点の見直しとかそういうところもまだ修正箇所が上がっていないのかどうか、また条例制定そのものについて反対があるのか、その点はどうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 見直しの関係ですけれども、議員がおっしゃられますように10年間ということで令和8年度までの計画となっております。当然のことながら、最終年度には達成度の検証とか次期計画への見直しも必要になると考えております。その際には策定に携わっていただいた委員会の皆様のご意見も伺いたいと思っております。

実際に見直しの際に、委員会が必要なのか審議会が必要か、またそういったものの設置要綱でよいのか、もろもろのものを含んだ条例制定が必要なのか等も麻績村の実情に合わせた形で引き続き研究していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 計画最終年度まで待つていくとなると、まだ2年あるわけです。そこまで待つていうのは大変消極的な姿勢じゃないかと思えます。計画最終年度に例えば答申する、それではあまりにも遅いんじゃないですか。年度内に私は審議会を設置すべきと考えておりますが、その点は課長はどのようにお考えですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

年度内の設置ということで先ほどお答えさせていただきましたけれども、最終年度ということ今のは予定しております。改めて見直しが必要な部分について確認させていただいて、年度内設置が必要かどうか改めて研究させていただければと思います。よろしく

お願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ちょっと今の答弁にはがっかりしました。2年経つと私も議員でいるか分からないので、ぜひ今年度中、遅くとも。それまで何もやらないということはちょっと行政の執行としてはいかななものかと思います。

なぜ私がこんなにも言っているかという、条例制定というのが一番は村民の意識改革につながっていくことだと思うんです。計画はあるが条例は制定なしの麻績村ですからやはり意識づけですね。村の人口は二千数百人、今月1日はどのくらいになっているか分かりませんが、半分は女性です。社会参画をしていくことがもう当たり前の時代ですから、各地区の集会においても女性がどんどん出ていくようになればそれこそが条例制定の意味になっていくと思います。

それでは3点目ですけれども、セクハラやDVの禁止とかジェンダー平等、いろいろなことが言われております。選択的夫婦別姓制度などは保守本流というか経団連でさえも提言している。このことに関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それではご質問にお答えいたします。

再三、村の計画ということになりますけれども、村の計画におきましては、基本目標の中で「配偶者等からの暴力の根絶」とか、「個性を認め・活かし・支えあって創る地域社会」といった項目も定めております。そのための具体策として村や住民の皆様が担うべき役割も掲げておりますので、計画に沿って啓発とか相談窓口の紹介等、必要な対応をしてみたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 条例制定に慎重態度を取ることが分かりましたけれども、6月は男女共同参画の啓発週間ではありましたが、村の中では何か周知とか啓発等のことはやられたんですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 村のほうでは、啓発活動として配付されたポスターの掲示等とどまっております。

よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） その点もやはり行政として私は不十分だと思うんです。玄関ホールにポスターを貼ったところで、じゃ村民の方がどのくらい来て目に留めるか、そこは私は疑問であります。今、人権問題に関しては相談員、心配事相談等がありますけれども、そういう体制も含めて、もっと住民課ばかりではなく村全体でその点を広報に務めていただければと思っております。

ちよつとがっかりしましたので2点目の農業施策について伺います。

農業経営に関するアンケート集約が5月末から6月まで行われました。このことに関しては農業者の方は大変興味を持っておられると思いますが、集約結果についてはどのように公表して将来の農政で活用されていくか。また、高齢化、後継者不在の状況でありますのでその点はどのような活用を考えておられるか。今、ニュースでは米不足と言われておりますが、地球温暖化によって異常気象で、これから災害の発生は増えていくだろうし、米ができなくなる可能性もありますが、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからアンケート結果の公表についてお答えさせていただきますと思います。

農業委員会において行われた農業経営に関するアンケートにつきましては、5月28日から6月14日までの間で対象者500名の方に対して営農計画書とともに郵送させていただく中で配付をさせていただきます。その結果358人から回答をいただきました。回答率につきましては72%となっております。

設問の一つに今後10年以内に農業経営に関する意向をお聞きするものがありました。結果についてご紹介させていただきます。

この設問につきましては、「1つだけ選んでください」としまして回答者339人でございます。「1、経営規模を拡大したい」7件でございます、全体の2%。「2、現状の経営規模を維持したい」は166件49%。「3、営農規模を縮小したい」は58件17%。「4、近い将来農業をやめたい」は71件21%。「5、農地は所有しているが、現在、農業は行っていない」は31件9%。「6、その他」は6件で2%でございます。

結果を見ますと、規模を拡大、現状維持を半数を占めており、明るい兆しも見えますが、その反面、規模縮小、農業をやめるとの回答が3割に上っております。未回答の方が161名いらっしゃることも踏まえ、数字的に見ても今後の麻績村における農業経営はなか

なか厳しいものとなることで、そういったふうに考えてございます。

結果の公表につきましては、10月末発行の農業委員会だよりにおいて公表することとされておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 今回のアンケート結果で現状維持が約5割ということです。そのほか縮小したりやめるという方も多いわけです。これだと17%、21%というかなりの方がこれから縮小なりやめるということでありますから。そうすると、この内容がどのように、中身については農地集約に関してもどういう方向でいくのかということ、その公表を待ってからまた伺いたいと思います。

それで、要旨2番目、荒廃農地、耕作放棄地拡大についての現状と対策についてお伺いしますが、厳密に言うと、荒廃農地とは耕作が行われずに荒廃した土地であり、農業委員会による現地調査で判断されるもの、また耕作放棄地とは、5年に一度、農林業センサスという調査によって、1年以上、作付予定がないと定義されている。私はひっくるめて荒廃地という呼び方でいきたいと思います。

地区によって補助を受けて中山間地直接支払交付金なりで集団で耕作放棄地の草刈りですね、そういうことをやっているところの間お聞きしました。しかしながら、そういった交付金もない地域においてはただ草ぼうぼうで柳の木まで生えてきて、有害鳥獣のすみかだけではなくていろいろな病気の拡大とかそういうことも心配されるわけです。

私はどういう制度がいいのかちょっと分かりませんが、村で補助的なものを予算化するとか各地区にお願いするとかそういった面を考えていかななくてはならないとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは私のほうから、荒廃農地の現状と対策という部分になるかと思いますがお話をさせていただきたいと思います。議員のおっしゃった部分と重複する部分がございますが、ご了解いただければと思います。

荒廃農地、耕作放棄地の現状でございますが、農業委員会において行われる農地パトロールによる調査結果に基づいてという形になりますが、よろしく申し上げます。

農地パトロールにつきましては、荒廃農地の定義である「現に耕作がされておらず、耕作放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている状態である

もの」として調査してございます。申し上げる面積については荒廃農地としてご理解いただければと思います。ちょっと細かい数字になりますがよろしくお願いたします。

農地全体の面積でございますが、約610.5ヘクタールでございます。田んぼが275.5ヘクタール、畑が335ヘクタールとなっております。荒廃農地の面積でございますが、令和3年度が133.6ヘクタール、田が20.9ヘクタール、畑が111.7ヘクタール。令和4年度が146.7ヘクタール、田んぼが32.4ヘクタール、畑が114.3ヘクタール、前年度と比較して13.1ヘクタールの増加でございます。令和5年度が172.7ヘクタールでございまして、田んぼが39.9ヘクタール、畑が132.8ヘクタール、前年度と比較して26ヘクタールの増加ということでございます。端数調整がございましてお含みおきいただければと思います。

そういう状況で荒廃化が進んでいる状況にあるということでございます。農業経営に関するアンケートの結果を見ましても10年後にはさらに進んでいるものと考えるところでございます。

今後の対策という部分になりますが、農地の集約化を進めて村内外の事業者により農地が活用されることを期待しているところでございます。その集約化を進めるに、現在、地域計画の策定事務を進めているところでございます。この地域計画を策定するに当たりまして、先ほど申し上げたアンケート結果について地域に持ち帰りまして、そういったものを資料とする中で計画をまとめるという形で考えてございます。

3月定例議会での答弁内容と重複はいたしますが、地域での話し合いを経て、10年後の1筆ごとの農地の耕作者を示した目標地図が作成されるという形になります。集約可能な農地が見える化することで、既存の専業農家や村内で農業経営をしている村外の事業者はもとより、新たに村内外の事業者が新たな担い手となることを期待するところでございます。

引き続きとなりますが、地域農業の維持に向け農業を志す地域おこし協力隊の募集を行い、将来の担い手となるよう育成に努めるとともに、農業関係団体等の皆さんや有識者等において地域農業振興に向けた研究を深めていかれればと考えてございます。

先ほどお話がありましたように、中山間地域等直接支払制度を活用して活動されておる集落もでございます。17集落という形で協定面積については102.9ヘクタールとなっております。現在、第5期協定の5年間は、それぞれの活動によって農地の維持管理が適切に行われており、荒廃化する農地はございません。

しかし、この第5期協定につきましては、令和6年度末に期間満了となり、令和7年度から第6期の協定の締結更新となります。現在のこの17協定がそのまま維持され再協定がされ

ることが望ましいところではありますが、協定数の減、協定面積の減少なども考えられるところがございます。協定面積の維持は難しい状況にあると思われませんが、第5期対策から国による支援強化策によって、棚田地域については加算金が頂けるといってございます。

マンパワーの不足する部分が一番ネックではあると思いますが、再協定に向けた地域の話合いの場面においてご検討いただければと思います。それぞれ大学生や幼稚園の農業体験の受入れ等をすると、棚田加算金を得られるということでございます。

また、マンパワーの不足を補うものとして現在進んでおりますスマート農業という部分でございますが、作業の省力化・効率化に向けた取組を行う支援としまして、令和7年度予算概要に交付金の加算措置がされる旨の記載がございました。棚田加算と併せましてそれぞれの集落の中でご検討いただければと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） やはり年々荒廃地が増加しているということは危惧されることであります。私は、本来であれば、農地の貸付者と借り受け希望者がうまくマッチングできていけばこういった問題も多少は減ってくるかなとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、地域での管理が行き届かない、農地が守れないというようなところが増えております。村内には草刈りだとか木を切るとかそういった事業者もおりますので、草刈りだけでも何とかそういうように事業化して、村単独で補助というかそういうような事業が考えられないのかどうか、その点はいかがですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） なかなか草刈りとか通常の維持管理という部分については難しい状況にあります。シルバー人材センターもございます。そういった組織をご活用いただければと思うわけでございます。

少し話がずれてしまって恐縮でございますが、今日の新聞記事にプルーンの栽培をされているという方も出ていらっしゃいます。その方につきましては、村の補助金で振興作物を作る場合に補助金を多少ではございますがお出ししているという場面がございます。そういった補助金の活用もご検討いただければと思います。

あと、先ほど申し上げた中山間地域のほかに多面的機能支払交付金とか、それぞれ集落の中で維持管理をしていきたいと思いますというような交付金の制度もございます。いろいろあるわけでございますので、担当がおりますので事前にご相談いただければもろもろの制度をご紹

介させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） では、今お答えいただいた多面的機能支払交付金というものを私も研究して地域の方と相談してまいりたいなと思っております。

私の地区におきましても、今年請け負っていた方がやらなくなってしまったので荒地になっておりますが、その1画を坂井地域の方がソバを作るということで、1か所ではあります。そういうことをやっていただいております。村としても転作の奨励について広めていただきたいと思います。

それでは、3番目の教育環境についてお伺いいたします。

部活動の地域振興については、これまでも何名かの議員から問題点と課題についてお尋ねしております。また、教育長は県の委員もされておりますので大変お詳しいのではないかと思います。私は都市部である松本市、長野市とか安曇野市のところと比べてこういう小規模校においては地域格差があるのではないかと思います。やりたい部活がすぐでない、あるいは人数がないということで、私はこういう不平等感もありますし、やがて迎えるであろう入試の際にも、これは保護者として私を感じるの、推薦入試のようなときに部活動をやっていたか否かによって点数が変わってくるんじゃないかという心配もしているわけですが、その点はいかがですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それではご質問にお答えさせていただきます。

部活動の地域移行への問題点と課題ということでございます。

学校教育の一環として位置づけられてきた学校部活動であります。全国的に少子化が進展し生徒が減少する中、今までと同様に運営していくことが難しくなっている現状は皆さんお分かりのことかと思っております。また、学校現場におきましても働き方改革が求められ、教員の負担軽減につながる仕組みづくりが急務となっております。

ご質問の地域移行への問題点と課題でございますが、現状で真っ先に挙げられるのは、指導者の確保かと思っております。次いで、部活動への加入率の向上、生徒のニーズの対応、議員が申し上げられた生徒のニーズという部分が挙げられてこようかなと思っております。

現状であります。部活動への加入が減ってきています。現在、中学校で活動している部活に関しては3団体となっております。

加入率の向上については現在でも課題であると感じているところでございます。

指導者の確保並びに部活動加入者の確保としまして、現在、筑北中学校のみの単独ではなく近隣校でね。具体的には筑北村の聖南中学校となりますが、移行事務について事務局レベルではありますが筑北村教育委員会と打合せを始めたところでございます。

また、今月20日には、中信教育事務所の地域移行担当をお招きして勉強会を行うこととしております。こちらの勉強会には我々教育委員会スタッフ、事務局のほか、学校関係者、学校長にもお諮りしてこちらのほうにご出席をお願いしているところでございます。

ご質問のありました中山間地の学校だということ都市部の学校と比較するとハンディもあろうかと思いますが、我々は前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 大変前向きなご回答ありがとうございます。

問題点は指導者、それから加入率の向上ということではありますが、現状はその点は進んでいるんですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 進んでいる、進んでいないというご質問でございますが、確保に努めているといったところでの回答に留めさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 官僚的な答弁になってきました。

では教育長にお伺いしますが、この地域移行の最終年度はあと2年ぐらい先だったと思いますが、その点をちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

文部科学省のほうは令和7年度を目途にという形でスタートしておりました。長野県としましては、私も委員として参加させていただいている部会のほうで令和7年度はちょっと厳しいだろうという意見が強く、令和8年度を目途に何とか地域移行をというような形でスタートができればということで、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 令和8年度ということでまだ期間はあります。

それで、この間の新聞報道、信毎に載っていましたが、部活動の現状について、だんだん学校単独での例えば大会参加とかそういうことがなくなって地域スポーツ出身者が占めてくるというような状況でありましたが、例えば麻績村のところ、小学校、中学校にしても大会に出かけるには保護者の相当負担があると思いますが、送迎に際して部活の補助の予算はもらえておりますが、その点について保護者への負担軽減策は何かございますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは送迎に関してお答えさせていただきます。

現状につきましては、村のほうから費用弁償という形で送迎について補助金が出ているものがありますが、そちらについては大会への参加に限る状況となっております。

ふだんの部活動については、これから筑北村のほうと協議を重ねるわけなんですけど、そちらの部分についても人員確保といったところから我々単独校ではなくて聖南中学校と一緒にというところで動き出したわけなんですけど、具体的に東筑北部でいくと生坂村も入ってこようかと思えます。生坂村までの移動などを考慮すると保護者の負担が増えるだろうということから、具体的に近隣、聖南に絞って検討を始めたということでご認識をいただければと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） なかなか大会に参加するには保護者の負担というのも増えていくかなと思っておりますので、その点を留意していただきたいと思えます。

いずれにしても、子供中心にやりたい部活、やりたいところへ行くというのが一番いいことだとは思えますので、その点をお願いします。

それでは、2点目のおみスクールパートナーズの登録状況についてお伺いたします。

コミュニティスクールの現状でありますけれども、6月に麻績スクールパートナーズ登録ボランティアの内容確認という通知が私のところへも来ましたが、これはおみスクールパートナーズと名称を変えたので、小学校のおみ応援団あるいは中学校のチーム、筑北であったりと思えますけれども、その中では登録内容が1番の学習引率補助から9番の部活動指導補助まで載っておりましたが、現状はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それではお答えさせていただきます。

令和5年に小・中学校一体型のコミュニティスクールがスタートしております。現在、それぞれの部会に計35名の方が登録して下さっております。継続的に動いている部会もあるわけなんですけど、全体の運営委員会が本年度はまだ開催できていないといった点もございまして、本格的な活動に現在至っていない状況となっております。学校運営の手助けとなるように早期に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 運営委員会が開かれることを一日も早く願っておりますけれども、PTAの作業といいますか、PTAの方以外に村民が小学校、中学校に行って触れ合う機会というのは年々減ってきているような感じがします。私が今までやっていた環境整備で草むしり等には参加していただいたわけですが、いろいろなボランティア、例えば読み聞かせ、紙芝居、昔遊びの会とかだんだん少なくなってきたという点もありますけれども、コミュニティスクールという名称であればもう少し村民参加がいただけるような施策が必要じゃないかと思いますが、その点のお考えはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それではお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、子供たちについては学校だけで育つものではないと思っています。学校、家庭、地域、3つのゾーニングが私は個人的に非常に大事だと思っておりますので、今ご提案のとおり、地域の皆様の力を借りて子供たちの育成に当たってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） では、最後に4番目の観光施策についてお伺いいたします。

これも今までお伺いしてきた質問ではありますが、1番目として、今年は猛暑日が大変続いたわけで、今日も猛暑になるんじゃないかと天気予報では言っておりますけれども、今年の夏に聖高原観光施設、オートキャンプ場も整備されましたので、その辺も含めて利用状況をお伺いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

今夏の聖高原の利用状況でございます。6月から8月ですけれども、聖高原につきまして

は、週末を中心に特にファミリー、それからグループなどが中心でございますが、各種アクティビティを体験するなど多くの方々ににぎわいを見せておりました。

そのような中で、各施設の利用状況でございますが、今、把握しています指定管理施設の状況について申し上げさせていただきます。

全体で対前年で15%ほど施設の利用者が増加いたしました。主な施設の利用状況でございますが、特に人気のあるスカイライダーについては対前年52%増と利用者が大幅に増加となりまして、時には長蛇の列ができるようなこともございました。

反面、キャンプでございますが、対前年で40%弱ですが減少でございました。理由といたしましては、6月・7月の天候不順、週末にかけて雨の日が多かったということで、それが影響しているというふうに考えております。ただ、8月に入りまして、先ほど議員のおっしゃられたとおりオートキャンプ場もオープンしたことから利用者が増加しまして、9月以降についても週末を中心に予約が入っている状況であります。

今後も、秋の行楽シーズンに向けてさらなる誘客に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 細かいことをお尋ねしますが、オートキャンプ場単独での利用状況、それとスカイライダーが52%増ということではありますが、この間のおみぽんがスカイライダーに乗っているユーチューブを私は見ましたけれども、そういった面も影響しているのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

オートキャンプ場につきましては、8月3日にオープンしたわけでございますが、週末を中心に2区画ほど今は利用されている、また、9月でございますけれども、週末を中心に同じく2区画ぐらい中心に予約が入っている状況でございます。

それから、スカイライダーについてはもともと大変人気のある施設でございます。口コミもありますし、SNSでも最近は情報提供をさせていただいております。あとはテレビで取り上げていただくこともありますので、そういったことが大きく影響しているものと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） SNSの発信というのは非常に大事だということでこの後でお聞きしますけれども、オートキャンプ場が8区画です。あれはそもそも欲張った区画じゃなかったんですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

オートキャンプ場でございますが、今回8区画ということで整備させていただきました。ちょっと欲張っているかどうかは分からないんですが、それぞれ利用者のニーズがありますので、そういったところも考慮させていただいたり、特に、8区画ありますので、今後、稼働率が上がるように精いっぱい努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 8区画というのは、どうしても自然の中でキャンプするというのは、現地を見たときにプライバシーのことを考えるとちょっと近接した区画じゃなかったかなと思っております。これから土・日中心にでも利用が増えていくことを願っております。

では最後の質問ですけれども、聖山高原県立公園の整備計画において、大池から三峰山頂への登山道の整備、それから展望台の整備計画をライブカメラの設置の要望も含めてお伺いします。

この県立公園については、千曲市から生坂村、筑北村も地域的にはわたっているわけですが、県から幾つか提案されている中で、千曲市の大池から三峰山頂の上まで登山道の整備というようなことも上がっておりますが、その点の村としての計画の方向性とかありますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

まず、大池から三峰山頂への登山道の整備計画ということでございます。

大池から三峰山頂への登山道、これ三峰登山線という路線名でございますが、公園計画上では千曲市の管轄となっております。したがって、具体的な整備については千曲市が行うことになるわけですが、日頃、情報交換を行う中では、引き続き環境整備など維持管理が中心であるということ、それから、今のところは新たな開発だとか規模の大きな整備などは予定していないと伺っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 千曲市中心になるということですが、それでは山頂にある建物ですね、以前に喫茶店とかに使っていたと思うんですが、これからどのように利活用されていくのか、また、公衆トイレの設置もあるいは聖のグラウンド等も要望が多いと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

展望台の整備でございますが、以前も申し上げさせていただきましたけれども、ニーズに即した整備、活用につきましては、これは前向きに検討していくということについては考えは変わってございません。ライブカメラだとか展望台の活用につきましても、まずニーズをしっかりと把握させていただきまして、引き続き内部で精査、研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

議員のほうからトイレ改修というお話がありましたが、このトイレ改修につきましては現在までに多くの皆様から強く要望をいただいております。ですので、トイレ改修、洋式化でございますが、これについては、優先的に整備を進めさせていただきまして、こういった環境を快適にする中でさらなる利用者の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 要望の多いトイレ改修についてはできるだけ早く実現に向けてお願いしたいと思います。

それから、ライブカメラについては、私がかねてより要望しておりますが、東筑摩郡の中では山形村の清水高原です、あそこも展望台のところにライブカメラが設置されております。三峰山頂からの景色というのは善光寺平や北アルプスの360度の景色が情報発信できますので、この点についても、元気づくり支援金等いろいろな交付金等を使えるようであればその点も考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 6番、宮川議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（峯村賢治君） 会議を再開します。

---

◇ 清 水 清 君

○議長（峯村賢治君） 次に、7番、清水議員の一般質問を許可します。

清水議員。

○7番（清水 清君） 7番、清水清です。

それでは、さきに通告いたしました3項目について一問一答形式でお尋ねいたします。

初めに、令和5年度決算についてお聞きいたします。

今定例会に令和5年度一般会計、特別会計合わせて7会計が決算認定案件として上程されました。その状況の中で一般会計の決算状況をどのように受け止めているかお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えしたいと思います。

一般会計につきましては、村民の皆さんが住んでよかった、住み続けたいと思うような安全・安心な村づくりを目指して各種事業の推進を図ってまいりました。

実質収支については昨年より減額となりましたが、実質単年度収支は黒字となりました。また、人件費、公債費等の義務的経費は増加傾向にありますし、近年の大型事業の取組等によりまして実質公債費比率も増加傾向ではありますが、基準を多く下回っており、基金の状況から見ても健全財政を維持しているんじゃないかと考えるところでございます。

今後も、大型事業については計画的に推進し、実質公債費比率の上昇を極力抑え、健全財政に配慮しながら村民の皆様方のニーズに応えられるように、福祉の向上に向けた事業推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、大型事業等についても、村民の皆さん方の求める時期というものもござい

ますので、そういった時期等もしっかりと受け止める中で、しっかりやるときにはやる、また控えるときには控えるというような形の中で今後も事業推進を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 令和5年度の一般会計の決算は、平成16年度以降の20年間で一番大きな額でございました。費用効果が実感できることを願っております。

もう一点お尋ねいたしますが、地方交付税でございます。令和4年度、1年前でございますが、16億208万7,000円でございますけれども、令和5年度では15億8,764万8,000円でございます。約1,440万円ほど減額となったわけでございます。減額になった理由をお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

地方交付税を令和4年度と令和5年度で比較しますと、令和5年度の普通交付税が1,463万3,000円の減額となっておりますが、特別交付税においては19万円の増額となっており、ほぼ前年度と同額の交付でありました。

また、普通交付税においても、7月交付決定の通常分については令和5年度の額は前年度比で140万8,000円の増額で、こちらにつきましても微増であり、ほぼ前年と同様の交付となっております。

ご質問の約1,400万円の減額の要因につきましては、経済対策による交付税の再算定によるものでありまして、再算定による増額が、令和4年度の3,613万5,000円増額に対しまして令和5年度については2,009万4,000円の増額にとどまった結果となっております。

なお、令和6年度についての7月交付決定の通常分ではありますが、前年度、令和5年度に比べて4,000万円ほどの増額となっております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 自主財源の乏しい村にとって地方交付税というものは大きいところでございますので、ちょっと気になりましたのでお尋ねいたしました。通常ベースでは令和4年度が多かったという理解をいたしました。経常経費についても79.8%、並びに実質公債費比率は昨年度を上回ったものの繰上償還を実施するなど、財政状況は健全な状況と評価・

理解をいたします。

今後においても、人口減少を迎えておりますので、住民のサービスに影響が出ないようお願いものでございます。

次に、基金の活用と今後の見通しについてお尋ねいたします。

令和4年度の村全体の基金額は約34億3,800万ほどございました。令和5年度では約30億760万で、数字上では4億3,000万ほど減額となっておりますが、令和6年度より水道・下水道事業が企業会計移行に伴い令和5年度末に繰出金として4億4,000万ほど繰り出されており、基金残額は総額では令和4年度末と相違ないと理解いたしております。

そこで、目的基金についての活用についてお尋ねいたします。

土地開発基金の今後の活用についてお聞きします。令和5年度末1億4,500万余の基金残高です。村長の選挙公約にもありますが、聖高原駅前整備を控えております。本年春に会社事情により撤退された民間事業者の跡地の先行取得など、使用目的があれば現金でなく保有できると考えるけれども、村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げたいと思います。

基金につきましては、将来推進する事業の実施に伴いまして単年度の財政負担を極力抑え、健全な財政運営を行うために目的に応じて計画的に基金の積立てをしているところでございます。

都市開発基金につきましては、議員が言われるように、必要に応じては先行的に用地の取得に活用することもやぶさかではないと考えるものでございます。今後の事業推進に応じては有利な起債等を活用した用地の取得も図っていかねばならないと存じますけれども、先行的に基金を使って用地の取得ということも、現状では考えられるのではないかと検討しているところでございます。

事業状況に応じては、基金も活用しながら先行投資する中で、今後の事業推進に向けて進められればと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 交渉状況によってタイミングもあろうかと思ひます。そんなことも踏まえて活用もあり得るのではないかというふう感じたところでございます。

次に、情報通信施設整備基金が約1億9,000万ほどございますけれども、今後の活用の予

定はございますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

この基金につきましては、主には、平成23年度に村内において整備した光ファイバーケーブルの更新時の財源としての活用を考えております。

現在、この光ファイバーケーブルは、NTT東日本に貸し付け村内のインターネット接続に利用しております。一般的には光ファイバーケーブルの耐用年数は20年とされておりまして、近い将来、光ファイバーケーブルの更新が見込まれるところであります。また、状況によっては同報系、移動系の無線の更新時の財源としての活用も考えられます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 理解いたしました。有効な活用が計画的だという認識をいたしたところでございます。

次に、昨年、小学校、中学校の老朽化に伴い、新校舎建設に向けての教育施設整備事業の基金の積立てを提言させていただきました。結果として積立てされており評価いたすところでございますけれども、本定例会におきましても当初予算と合わせて補正予算で3,000万の積立ての計画をなされております。毎年継続を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えしたいと思います。

教育施設整備基金につきましては、小学校や中学校など大規模耐震改修事業によって整備はしたところでございますけれども、今後においても老朽化による修繕・整備が出てくることは必然的だと思います。

改修に伴う財源負担を考えれば基金積立てが必須と考えますので、余裕があれば今後積立てを行っていききたいと思っているところでございますし、また、学校の現場でございますので、子供たちがやはり有意義に、そして伸び伸びと勉学に励めるというような、そういった今後整備をしなければならない部分も出ようかと思っております。今後につきましても、余裕があれば積立てを行っていききたいと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ということは、余裕があればということで、あえて新校舎建設に向けての考えでは今現在のところはないという判断なんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在におきましては、今の小学校、中学校の校舎を保全しながら活用をというようなことで考えております。遠い将来に向かってその施設自体が老朽化で使えないというようなことになれば考え方は変わるわけでございますけれども、現時点においては今の校舎を保全しながら使っていきたいと思っているところでございます。基金等につきましては、どうしてもああいう大きな施設でございますので、1回補修するということになると何千万、何億というような事業になろうかと思っております。そういう意味では、極力積めるときには積んでおこうかというような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 今現在のところでは大きな目標としては考えてはいるけれども、現況の校舎を活用していくという理解をいたします。新校舎建設の多額な金額もかかるわけございまして、基礎的な資金づくりと位置づけて、頭に据えて希望をしたいというふうに思うところでございます。

次に、今後、村有財産の管理及び長寿命化対応の予定をお聞かせいたします。

村有財産は村民の財産と理解しております。役場庁舎も建設から30年が経過しております。村外の方からはメンテナンスも行き届き高い評価をいただいております。公共施設で、バリアフリーをはじめ耐震対策、猛暑対策の設備など今後の長寿命対策の予定をお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現在、村では、平成29年3月に策定した麻績村公共施設等総合管理計画や平成31年3月に策定した麻績村公共施設個別施設計画の方針に基づいて公共建築物、インフラ施設などの管理を行っているところであります。

今後、少子高齢化の進展や義務的経費の増加などにより全ての公共施設を維持・更新することは困難であるため、今後は、公共施設等の適切な規模と在り方を研究しつつ引き続き適切な財産管理に努めたいと考えております。

また、長寿命化につきましては、より多くの住民が集い利用率の高い施設については危険性の回避を優先的に検討する必要があると考えております。そのため、担当課による定期的な点検や予防、保全的な改修を計画的に行うなど長寿命化への対応を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 具体的な内容については、お答えいただけませんでしたけれども、近年の猛暑対策についてお尋ねしたいと思います。

先月末に民生児童委員会での意見交換の機会がございました。その会議の中で、宮本にある福祉センターに冷房がない、また、災害時の避難所が各公民館になっているが、この暑さの中で災害避難所となる地区公民館の冷房が必要ではないかというような発言もいただきました。いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 福祉センターの空調設備等々の問題点につきましては、そういった民生委員さん等からご意見があったというようなお答えもいただいております。今いろいろと、そういった部分については、扇風機の設置とかエアコンの設置がいいとかというような形につきましては担当側のほうで詰めさせていただいているところでございますので、よろしくお願いいたしますと思うところでございます。

それと、それぞれの公民館でございますけれども、公民館におきましては、管理については地区が管理というようなことになってございますので、そういった意味では、もし地区でエアコン、空調設備等いろいろ設備をするということになりますと、やはり、公民館のほうにそういった施設改修に伴う補助金もございますので、そういった補助金を活用する中で地区での対応をお願いできればと思っているところでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 福祉センターのエアコンの設置におきましては、多くの高齢者の利用ということでございまして、近年、異常ともいえる猛暑日が続いて熱中症の心配が非常に高いというような施設でもあるかと思えます。私は、喫緊の課題として、ぜひとも設置に向けてお考えいただきたいというふうに要望しておきます。

また、今、地区の公民館の話でございましたけれども、もちろん停電ということも考えら

れますし、全地区の公民館にエアコンということになれば経費もかかり、日頃の公民館の利用からしてもなかなか難しい部分もあるかと思えます。充電式の大型扇風機も、今、市販されているようでございます。もし村で各地区に配付ができないのであれば、区長会や何かのときにその補助率も踏まえて各区長のほうにお話をつなげていただければと。そして、ないところは第1次避難所から第2次避難所に早めの移行をするような、そんなシミュレーションも描いておいていただけたらなというふうに思います。

また、施設のLED化等も含めて今後においても計画的に進めていただきたいというふうに思います。公有財産の管理については以上でございます。

次に、村が土地借用地の今後の購入の考えはないかお尋ねいたします。

村では、効率的、定期的に相手契約者との計画の中で土地借用契約を締結し、今日まで活用してきたことは理解しております。本年度より、相続登記の義務化等、法的な改正もあります。そこで、現在、村が借用している土地を契約更新時などのときに購入して次世代に引き継ぐ、そんな考えはないかお尋ねしたいわけですが、観月苑の敷地内の山林あるいはマレットゴルフ場の土地など、当初の借地契約から30年が経過しておるわけでございます。相続に係る物件もあります。当時の状況が分かる職員がいるうちに対処が必要と考えるが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げたいと思います。

事業実施に伴う用地の取得につきましては、そのときの状況に応じて用地の取得を行ってきた事業、また用地を借りて事業実施をしてきた事業等々、経緯の違いはあるわけですが、中には取得したくても相続が大変難しいことや自分の土地を手放したくないというような地権者もあり、賃貸借になっておる用地もあります。

今後、継続的に村の施設として活用していく施設の用地等につきましては、地権者の意向もお聞きする中で検討していかなければならないと考えますが、現在のところは、財政等も考慮しながら研究を進めてまいりたいと思っているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 相続登記が本年4月より義務化され、3年以内に相続登記をしなければならぬ、しない場合は過料の適用対象にもなるというように法的なことが決定されております。もちろん地権者の意向も確認され対処いただけたらというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、行政機構の見直し及び活用についてお尋ねいたします。

まず初めに、役場正規職員、専門職ですが保健師、社会福祉士、ケアマネ、保育士等の採用についてお尋ねいたします。

かつては終身雇用が前提でありましたが、近年は働き方改革や転職の道が選択肢である時代を迎えております。当村においても例外ではないと思います。特に専門職は、内定まで進んでも最終的には採用まで結びつかず、そんな状況かと思えます。

県・町村会が窓口となり統一の採用試験を行われている現状から試験日が重なり、受験者からすると複数の町村の受験ができない課題もあるかと思えます。長い目で見て、当地区村長会で協議し専門職の採用試験を当地区合同で実施され、第2志望など幅広い採用に向けた取組はできないかお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

現在の状況においては、専門職員の採用試験を当地区合同で実施することは、各村の状況の違いや採用事務をどのように行うかなどの課題があり、非常に難しいのではないかと考えております。

現状におきましては、町村会の統一試験日によって1年に複数回の試験を実施することにより受験の機会を設けております。また、状況によっては、負担金の支出は発生しますが、統一試験日以外の試験日の設定も可能となっていますので、そのような対応も検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 県下でも下伊那地域では既に実施済みであり、首長からは高い評価を得ていますし、木曽地方をはじめ今後広がりつつあるかと思えます。当地区は南に2村、北に3村と地理的にも課題はあるかと思えますが、1つの提案とさせていただきます。人材確保が厳しい時代でもありますので、よろしくお尋ねしたいと思えます。

次に、職員の定年延長時の職位についてお尋ねいたします。

地方公務員法の改正に伴い職員の退職年齢が段階的に延長されました。したがって、60歳以後についても課長級は係長となり本給が減額される仕組みで、条例改正により役職の免職を免れ、定年延長後においても職位は変わらずに在職できるとのことです。対象の職員の意

向もあるかと思えますけれども、職員の処遇も踏まえてモチベーションの保持を含め検討する価値はあると思うが、現時点での村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げたいと思います。

定年延長が計画的に65歳まで段階的に引き上げられておりますが、背景には少子高齢化による労働力不足、年金問題、健康寿命が延びたことによる高齢者の労働意欲の高まりなどから、定年延長や再任用制度となっているのが現状ではないかと思うところがございます。定年が延長され、さらに役職を継続すると、下の世代はその役職につけなくなることとなります。そのために若手のモチベーションが下がり、成長の機会が失われ、世代交代に妨げがあることから役職定年制度が設けられたと聞いております。

村におきましても、国家公務員や地方公務員の監督職に勤務上、制限令を設ける制度に従いまして基本的には役職定年を実施してまいりたいと考えているところであります。ただし、今後において、どうしても人為的な配置が難しいというような部分については特例というような部分も考えられると思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 当村も他の自治体同様に行革をはじめ、正規職員の採用を見合わせ中堅職員の層が薄い現状かと推測いたしておりますが、ベテランの経験豊富な職員が定年延長後も管理職としてしばらくの間、在職していければ、中堅職員も経験を積みキャリアアップされると思えます。村には定員管理もあり、再任用制度や常勤の会計年度職員もおります。人事、予算は村長の権限でありますのでこれ以上は申し上げませんが、私は大事な案件であると思えます。村づくりは人づくりだと感じます。人材確保に一層のご尽力をいただければというふうに思っております。

次に、非常勤特別職の委員会組織の新設及び見直し・活用はをお尋ねいたします。

現在、条例により委員会組織並びに報酬額を定められております。委員会のない短期的な諮問検討委員会においては村長が諮問できることは理解しております。その状況下、観光事業検討委員会の開催についてのお考えをお尋ねいたします。

昨年、県が聖山高原県立公園の利用促進を促す2市3村の広域的な視野で利用施設計画を変更されました。その中で、地元市村の観光団体等の意見を反映させていき、公園の利用を広げることで地域の経済効果に期待したいとのことでもございました。

村では、それに伴い民間の方を踏まえた意見交換や調査・研究などを実施されたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えさせていただきます。

聖山高原県立公園の公園計画につきましては、令和6年4月1日付ですが、変更後の計画が告示されております。これにより、補助金の活用が可能になるなど、積極的な事業展開が可能となっております。

また、具体的な整備内容につきましては、地域ごとに検討するということになっておりますが、施設整備を含めまして、観光事業にかかる全体的な方向性についてはまず村側でしっかりとニーズを把握すること、また、施設の維持管理面、運営主体などについてもしっかり検討・整理した上で地域の皆様と協議し、またご判断いただくことが重要なことと認識しております。地域全体で協議ができる段階となるよう引き続き内部で精査、研究に努めているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ただいまの答弁だと、今まではその協議はしていないと、内部では協議はしているけれども、あまり民間人を踏まえてはしていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

県立公園の関係でございますが、これは令和6年4月1日付で告示されました。その後におきましてはこれについての意見交換等はしてございません。今、そのような段階になるように内部で精査、研究をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 村長にお尋ねいたします。今の答弁を聞いてちょっと私は残念に感じたわけでございます。別荘事業を含めて観光戦略を検討すべき、こんなもう時代だと思えます。村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 観光事業につきましては、やはりコロナによりまして、大変な一時の

盛り上げが停滞し、今後、ようやくインバウンド等も回復してコロナ以前よりもインバウンド等も、多くの外国人の皆さん方が日本に訪れるというような形で観光事業についても上昇傾向というような部分でございます。しかしながら、全国の観光地が全部そうかというところでもないというような部分もございます。

聖高原の観光につきましても、もう半世紀以上の観光開発の中で、今までいろいろな皆さん方がいろいろな方策を立てながら今まで継続してきたということでございますし、また、今後、麻績村の観光事業として継続していくという段階になりますと、いろいろな面で見直しもしていかなければならないというような部分もございます。

議員がおっしゃるとおり、今後の観光の在り方というものについては、まず職員の中で深く研究、検討し、そしてまた多くの村民の皆さん方から意見の聴取もしていかなければいけないのではないかというような考えを持ってございます。今後においてそういった部分で研究が進めばと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 先ほどの宮川議員の質問の中で、課長は、聖高原はにぎわいを、利用度をアップされているというような答弁もございました。県では宿泊税の導入も検討されておりますし、町村では、観光に力を入れている地域では独自の財源確保に向けて検討もされております。当村においても、くどうようですが、別荘地の今後の活用を踏まえて積極的な観光戦略を考えていくべきだというふうに思ひます。お含みおきいただきたいというふうに思ひます。

次に、新たにですが土木委員会の設置の考えはないか。これは過去にはあったと思ひます。地区の要望箇所だけではなくて行政として進めていく事業もあるのではないか。村民意見の聴取、また過疎地域持続計画、行政だけでなく民意も尊重することは大事だと感じております。

また、村づくり委員会の設置につきましては、人口減少対策あるいは子育て中の親からの意見交換、防災委員会の構成委員、これは女性委員の選任、地域防災の意見の反映等もございます。村長の公約の村民参加の村づくりにつながると思ひますけれども、村長の考えはいかなもののでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答へ申し上げたいと思ひます。

各種委員会の設置につきましては、行政事務の推進に向け多くの村民の皆さん方の意見を拝聴し、進めたほうがよいと思われる事業が生じたときに必要に応じて委員会の設置をしてみたいと考えているところでございます。議員の言われるとおり、やはり村民参加の村づくりに向けましては今後においても前向きに進めてみたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 村民が関わり村政に住民の声を反映させていただきたいと考えております。住民が行政に無関心な状況になることを危惧いたしておるわけでございます。

次に、自治組織の再編と今後の見直しについてお尋ねいたします。

人口減少、少子化は現実の大きな課題であり、当村も長期的な視野に立ってのビジョンが求められております。2050年、今から26年後には麻績村の人口も1,600人台の見込みとされております。統計データでは人口減少は早まり高齢者率は伸びるとも言われております。

そこでお尋ねいたします。4月の「館報おみ」で地区の役員構成を拝見いたしました。区の数28区、一番多い戸数は明治町で105戸、最小は野間、桑関の6戸、次に北山区の8戸、あまり適切な言葉ではないかもしれませんが、世間で言う限界集落ではないかと感じたところでございます。

村内の自治組織について、地元の住民、村民の見識者の意見をお聞きし、将来の方向性について議論、検討していく必要があると感じました。人口減少下でもあり、次世代に向けて村の姿勢を村長にお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げます。

自治組織につきましては、議員の言われるとおり大変多くの地区に分かれております。また、地区懇談会等でお伺いする地区についても25地区となっておりますが、集落によっては住民がなくなった集落も現状ではあるところでございます。地区の再編につきましては大変難しい面がございますが、特に地区特有の古来からの幾つもの決め事や事柄があり、以前から再編に対する声もありましたが、現実的には、地区の理解と大きな声がなければなかなか再編に踏み切れないというのが現状ではないかと思っているところでございます。

今後、全国的に人口減少が進む中においては麻績村も人口減少は顕著な課題であります。今後、幾らかでも人口減少を緩やかにしていく村づくりの推進に努めてみたいと考えて

いるところでございますし、また、議員が申し上げられたとおり2050年問題というような部分もございます。2050年には麻績村においても1,651人というような、そんな予測もされているわけでございますけれども、幾らかでもそれよりも多数の村民が残っていただければというような形で事業推進ができればと思っているところでございます。

しかしながら、集落の戸数や人口は減り、集落としての機能が難しくなる地区も増えてくると思いますが、地区の見直しにより負担が多くなる面もございますし、また、将来的に自治組織の再編については、住民の皆様方の意向を十分に詰めてから検討ができればと考えているところでございます。また、多くの地区から、そういった部分で大きな声が上がってくれば推進していければと思っているところでございます。

こういった地区をまとめる、また地区を大きくする、そういった部分については地域の皆さん方の意見もまちまちというようなこともございますし、また、デリケートな問題とされているところでございます。今後におきましては、多くのそういった意見を聞く中で進めていければと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 今現状の中において、積極的には進めるものではなくて地域の声を吸い上げながら進めていくというふうに理解いたしました。そのような状況は理解できるわけでございますけれども、先ほどの戸数の少ない集落では、高齢者が多く今までは自分たちが利用する道路として草刈りを行ってきたが、高齢のためなかなかできないのが現実とのことでございます。できるならば、お金の支援ではなく村道なので村で実施していただきたいとの声をお聞きしております。いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） いろいろと地域の声につきましては懇談会等の中でもいただいているところでございますけれども、地域のおてんまや共同作業等が高齢化で集落人口の減少により大変難しくなっている状況についてはご意見をいただいた地区もございました。今後、人口減少に伴い多くの地区が共同作業等が難しくなることは必然的と考えておりますが、村におきましても全域の要望に応えることは大変難しいという考えでございます。地域でできることは地域の皆さんの協力をお願いしたいと考えますが、必要に応じては、行政のできること、地域ができること等を地域と一緒に考えていかなければならない時期にも来ているのではないかなと考えるところでございます。

今後におきましては、地域の皆さん方とそういったものについても懇談する中で最善の策があれば推進してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 先ほどの質問では、町部ではこのような問題もなく、また、現役世代が多くいる集落では、それなりに地域愛の下、環境整備にも努めております。本当に困った地域は村として実施してもよいというふうを感じるわけでございます。地方交付税の中には道路延長分の交付税も交付されておるわけでございます。ぜひとも今後検討していただきたいと思ひます。持続可能な村づくりの推進に向けてぜひともご検討いただきたいというふうに思ひます。

次に、街路灯・防犯灯の設置についてお尋ねいたします。

児童・生徒から通学路の防犯灯の設置について、子ども議会、ふるさとプロジェクト等で議論、要望もされております。こども基本法が令和5年4月施行され、その第11条で子供の意見を行政に反映させる法律もできました。だんだんと日が短い時期になりました。子供たちが安心して下校できるような対策のお考えをお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

ご質問等に小学生の子ども議会や中学生のふるさとプロジェクトで防犯灯の設置の要望が出されています。今年4月に行われた区長会において子供たちから防犯灯の設置の要望が出ていることを説明させていただきまして、村の補助金を活用して、各区においても地区内の通学路への防犯灯の設置をお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 今、区長会にご依頼しているということですが、その結果、今現在においてはどのような状況でしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今年度におきましては1地区1基の要望で設置されておりますが、これは通学路ではないというところでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） なかなか自分のことのように受け止められない部分もあるかと思うわけですが、私は、要望の全てではなくて設置可能なところから継続して行えばそんなに経費がかかるとも思いません。村長、子供と一緒にルートを歩いてみませんか。あるいは議会に要請があれば賛同される議員も同行してもいいと思います。村長の考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 防犯灯の設置につきましては、今まで地区にお願いしてというようなことでございますけれども、80%補助という中で、地区の皆さん方のここには必要だからつけていただきたいというような部分については、予算の限りなく要請があれば全部設置に向けた補助を出してきたところでございます。

また、今までの形の中におきまして、地区間と地区間の間でどうしても、どちらの地区が管理していくのかというような部分については行政で対応させていただいた場所もございませぬけれども、そういった意味で、特に地区の皆さん方のそういった切実な、そういう要望において今まで設置してきたということでございますし、今いろいろと協議会のほうでも通学路の整備とか、また、街路灯がどういった地区にどういうふうについているか、また、主要幹線道路にあるのかとかという部分については職員として把握するべく対応しているというようところでございます。

そういう形の中におきましては、今後、そういう調査というような部分についても、実施ができれば同行する中で実施してもやぶさかではないと考えるところでございます。

いずれにしても、通学する子供たちが安全・安心に、そして不安的要素が取り除かれるような防犯灯の間隔的な設置というものも大変重要ではないかと思っているところでございます。今後においては研究を深めていければと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 実施に向けて努力いただければというふうに思ひますし、7月上旬には県内において朝の通学途上で連れ去り未遂事件も発生いたしました。これが夕方の下校時であったならばとぞっとしたところでございます。ぜひとも実施に向けて検討いただきたいというふうに思ひます。

次に、村として国道・県道への設置の要望についてお聞きいたします。県のほうへのご要望はされているでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、私のほうから通学路という点でお答えさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃられるとおり、日の入りがこれから早くなる季節を迎えますので、通学路の安全点検の取組を教育委員会のほうで、防犯灯の必要な箇所などを村長が申し上げたとお確認してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 国道・県道の敷地でありましても村が占用許可を得て設置が可能かと思えます。ぜひとも安全・安心な対応を望むところがございます。

次に、防犯灯の設置、維持管理は町村により異なり、当村は主に区が防犯灯の維持管理をしております。現在LED化も進んでいると理解しております。要望に対しての対応状況はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

地区設置の防犯灯の設置につきましては、令和3年度が7地区で12基、令和4年が6地区で8基、昨年度は7地区で9基でありました。申請があった全ての防犯灯が設置されておまして、現状においては地区からの要望どおり設置されているところであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 安全・安心な村づくりに向けて今後も進めていただければというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水議員の一般質問が終了いたしました。

続いて、1番、飯森茂孝議員の一般質問に移りますが、途中、昼食休憩を挟むようなことになろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（峯村賢治君） それでは、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 1番議員、飯森茂孝です。

それでは、さきに通告してあります質問事項、1番目に集合住宅建設推進等について、2番目に新設されたオートキャンプ場について、3番目に本町地区コミュニティ広場について、この3点について質問させていただきます。

まず、先日来、聖高原駅前のところに集合住宅を建設したいという村の意向に対して私たち議員もそこに同行いたしました。そして、このことに関しては明治町の区の中でも説明がありました。この集合住宅の建設の今後の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私から集合住宅建設の現状につきましてお答えさせていただきます。

現在のところ、建設用地の取得に向けた事務を進めておるところでございます。用地の取得のめどが立ち次第、建設に向けた関係事務を進めるという形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） この私の質問に関しましては、村の皆さんのある程度の関心事だと思っておりますので、ぜひ、このことに関しましては、用地の買収とかそういうようなことが、ある程度決まりましたら村民の皆様にも公表していただきたいと思っております。

それで、私はかねてから思っているのですが、麻績村は、やはり少子高齢化が進み、また、その中で特に人口減少というものが著明になっております。そんな中で、桑山地区に定住促進住宅が今回は4棟プラスされて全てで9棟ということになっているわけです。この中で、村民はこれの中に入居された方々は全部で何名かということも知りたいのだと思いますが、現在、この4棟への入居状況、そして今まで入居されている9棟の全ての皆さんの入居者の数というものは現在どのくらいになっているのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 桑山定住促進住宅の4棟の入居状況という形でまずもってお答え

させていただきたいと思います。

7月1日から順次入居いただいております、4棟とも7月末までに全てご入居いただいた状況でございます、新しい生活が始まっておるといところでございます。入居いただいた世帯は、前住所地という部分になりますけれども、県外からが1世帯、県内からが1世帯、村内から2世帯となっております。

まず、この4棟の入居者の状況でございますが、ご夫婦お二人という世帯が3世帯でございます。残りの1世帯についてはご夫婦お二人にお子様3人という形でございます。残りの部分、今回4棟新築されまして前に9棟ございましたので都合13棟という形になりますが、前段の部分でお答えしたいと思います。入居者の総数でございますが、令和6年4月1日現在で38名となっております。小学生のお子様お二人、それ以下のお様が12名というような形になってございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） これに関連しまして、あの近くにテレワークセンターというものもあります。そういう中で、桑山地区に定住促進されている方の中でテレワークを使われている方というのはどなたかいらっしゃいますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思います。

今回、入居が7月から始まっておりますけれども、入居から光ケーブルを引いてWi-Fiが使える期間というのが2か月程度かかっているという状況をお聞きしております、そういった中で、テレワークセンターを一時的にお借りしたいということで2名の方に申込みをいただいて利用されているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） せっかく桑山地区に移住、また定住促進の住宅ができたわけですから、ぜひそのところを利用される方をやはり募っていただいて、なるべくテレワークセンターが活用できればいいんじゃないかなと、私はそう思っております。

続きまして、私、今までの議員の中でも新設されたオートキャンプ場についてということをお聞きされた方もいるんですけれども、これは8月3日にオープンしたということをお伺っております。それで、この中で先ほど議員のほうでも8区画ある中で2区画ぐらいは使われ

ているというような感じでありましたが、これは、いつ頃までこのオートキャンプの期間を  
考えているのかお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） 私の方からお答えさせていただきます。

オートキャンプ場につきましては、8月3日にオープンして10月末までの営業ということ  
にしております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） その中の予約というのはほとんど埋まっているんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えさせていただきます。

9月末まで土曜日を中心に平均して1区画から2区画ほどの予約の状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 先ほど来ほかの議員もおっしゃってございましたけれども、やはりオー  
トキャンプ場といいましてもどちらかというと自然体でキャンプができるというのが僕は必  
要じゃないかなと思っているわけですが、この間、利用客が増えるように努力してい  
ただきたいと思っております。

それで、この中で、利用者数というものに関しましては、この旧聖高原ホテルを解体して  
から造ったということですので、結構、設置に関しても随分な経費をかけているわけです。  
これをうまく麻績村としては活躍できるような場にしていただきたいと思います。ぜひ利用  
客が増えるような方策を考えていただきたいと思います。

それで、次の質問の事項に移るわけですが、本町地区のコミュニティ広場について、  
これも伺いたいと思います。

3番目の質問事項ですが、9月8日にオープニングセレモニーが行われました。新  
聞でも子供の遊び場として物すごく活気がある場所だと言われております。そして、この中  
で、私の考えだと、やっぱりキャッチボールができたりサッカーの練習ができたり、そんな  
こともできるようなコミュニティ広場だとは思いますが、これからの管理と運用の方法とい  
うものを教えていただければと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、本町のコミュニティ広場の管理と運営につきましてお答えさせていただきたいと思います。

本町コミュニティ広場につきましては、関係する皆様のご協力によって8月20日に竣工いたしました。芝生の養生期間を設けた上で、過日、9月8日になりますが、オープニングセレモニーを行ったところでありまして、村議会議員の皆様にもご参加いただきました。感謝を申し上げるところでございます。

ご質問の管理につきましては、通常の維持管理は、区での説明の際にも本町区にお願いしたい旨をしてきた経緯もありまして、区にご協力いただくものと考えてございます。運用につきましては、区の意向もございまして、協議する中で、よりよい施設となるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。管理や運営につきましては、時間の経過とともに不都合な部分も出てくると思われまので、必要に応じて地区の皆様と協議する中で見直しを行ってまいりたいと思います。

本町区にお住いの皆様のみならず他地域の多くの方々に、子供たちの安全・安心な遊び場として、また交流の場としてご利用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 立派な、私たちもかねてからあそこには広場、遊ぶところが欲しいなということをお願いは今までもしてきたわけですがけれども、今回このような形で利用されているということをお聞きすれば非常に私もうれしく思う所存であります。

私が思うのに、教育長も言われていましたけれども、この地区で今後どのような形態で管理と運用をしていこうかということは地区の人たちとお話ししながらやっていくということですがけれども、この中で何時から何時までというような、そういうような時間を設けるということはあるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 現段階で私どもとしては時間を制限してということは考えてございません。しかしながら、時期的な部分もございまして、ご近所の関係もあつたり地区のご意向もある中で、先ほど申し上げたように、地区と協議する中でそういった部分も決めていくべき事柄かと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、この地区の方々とコンタクトを取りながら、よりよい広場にしていっていただきたいと思います。

今まで、議員のほうからもこの話に関しましては、るる質問されていたと思いますけれども、私は、村民の皆さんが、ある程度関心を持つ質問事項といたしました。短いですが、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了いたしました。

ここでちょっと早いですが昼食休憩を挟みたいと思います。

再開は1時からとします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◇ 塚原利彦君

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

通告に基づいて3項目についてお聞きします。1点目は空き家対策について。

2点目は公共交通政策について。

3点目はふるさと納税についてということでお聞きしてまいります。

いずれも自席にて一問一答で進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、空き家対策についてということでお聞きしたいと思います。

この空き家対策に関しては、先ほど5番の飯森議員からも質問がありましたので重複するところもあろうかと思いますが、お聞きします。

まず、要旨の1なんですけれども、空き家対策業務の現状と成果、そして課題と今後の展望はということでお聞きしたいと思います。

昨年6月の定例会では宮下議員が細部にわたって質問されました。そのときの答弁では、専門の職員を置いて訪問、聞き取り、交渉などを行って、それを基にデータベース化を進めているということでしたけれども、このデータベース化の現在の状況、それから進捗などについてお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それではお答えさせていただきたいと思います。

昨年から進めておりますけれども、昨年度末で約7割で村内の調査を終了しております。今年度に入りまして、今現在約1割ということで都合8割が終了しております。現在、その記録についても作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 先ほどの5番議員への答弁でもありましたけれども、8割ぐらいまで調査等が終了しているということでした。もう少しすれば全部終わるということになるかと思いますが、そもそもなんです、このデータベースが完成してどんなふうにも業務に生かしているというか、どういうふうになっていくのか、ちょっとその辺の詳しいことを教えていただければ。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） まずは調査を終了させるということで、今年度末をもって村内一通りは終了する予定で業務に当たっていただいております。

そういった中で取りあえず、村内の空き家の状況がどうであるか、それからその活用について持ち主の意向がどうなのかというところをある程度データベース化を図る中で、今後活用ができる部分の空き家をどういうふうにも活用していくかということで、すぐ活用できる部分については空き家バンク登録等をしていただくという形でございますけれども、そういった形の中でひとまず調査を終了し、それからその活用方法について今後検討していくということだと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） それが一旦終了すればかなりこの業務には役立てられるというか、いろんな部分で効率よくできるのかなというふうにもお聞きしていて思いました。

あともうわずかということなんです、そうはいつでも空き家は、減っていくというより

もこれから増えていく部分もあるものですから、残り一、二割ということなんですけれども、新規に発生している状況というのはどんなようなんでしょうか。新たに空き家になっているという状況は。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 新たな空き家ということでございますけれども、これはそれぞれ個々のご事情によって変わってまいりますので、単純にこの家はその後誰も活用されないだろうなというようなところまでは踏み込んで調査できませんので何とも言えないところでございますが、いずれにしても空き家は今後増えていくということには変わらないと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今の点は分かりましたけれども、以前の空き家に関する質問で、ちょっと私のときの答弁が分からないんですが、調査をするに当たって空き家バンクとか、それから補助金に関してのチラシをポストインしているというふうに言われたかと思っておりますけれども、その後、チラシのポストインの結果や反応とか、そういったことについて詳しく分からないんですが、この辺はどうだったのか分かりますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） まず今の状況でございますけれども、先ほど8割が終了しているということでございましたが、今現在の空き家の件数が173件ということでございまして、そのうち4分の1程度に電話とか直接お会いして意向確認をしております。

ポストインとかでございますけれども、ポストインにつきましては、空き家ということが認識できた段階で、連絡が取れる方については連絡を取りますけれども、連絡先等が分からない方につきましては、空き家バンクの制度内容とかというようなものをポストに入れているというところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうすると、所有者の方と連絡が取れないというのもあってそういうところへポストインをされているということですが、それは全体的には数としては、そういう方のほうが多いんですか、それとも連絡が取れる方のほうが多いんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 今申し上げたとおり、4分の1程度までは連絡が取れていますけれども、あとの4分の3については連絡が取れないという状況でございます。やはり転出先等へ郵送とか、それからある程度ご近所に聞き取りして連絡先等が分かればこちらのほうから連絡を取るということもございますが、あくまでも個人情報という部分がどうしても引っかかってまいりますので、なかなか、いろんなところに聞いてこちらのほうから投げかけするということまでにはできないという現状がございます。そんなことも加味しておおむね4分の3ぐらいは連絡が取れないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。取れない方のほうが多いという状況でなかなか大変な部分があると思います。

それともう一つ、空き家に関する質問の答弁のときに、これは住民課の関係のほうでやっているのかな、転出されて空き家になる、あるいは独り居住者の方が亡くなられて空き家になるというような場合に、住民課のほうでも何か対応といいますかね声かけというのかチラシを渡しているのかちょっと対応されているという答弁があったと思うんですけども、それはどんなふうなふうにされていたのか、結果とかももし分かれば。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思います。

3月の定例会で申し上げたかと思いますが、今、議員おっしゃられたとおり、独りでお住まいで亡くなられた方等の住民課での対応ということでございますけれども、住民課で提出、要は独り居住者の死亡等で空き家になる場合の打診についてということでございますけれども、個人情報の観点ということもございまして、こちらの村づくり推進課から住民課のほうへ、そういった需要があった場合に情報提供、問い合わせるという形にはなかなかできませんので担当課としては取ってはおりません。

しかし、住民課の窓口のほうで転出・死亡届等の手続等に来た場合に相談があれば、空き家バンクの登録制度があるとか今後についてというようなことも相談に乗りますよという投げかけはさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 村づくりだけではなく、住民課のほうも併せてそういったことで空き

家になりそうな対象の事案について対応されているということで、それについては分かりました。

では今の要旨1の関係ですけれども、一番大変ないろんな課題があるということで、これは前から言われていますけれども、この課題の解決をしたり、それから今後の空き家対策業務の展望といたしますか、これについては今までとほぼ同様の体制とかそういった形でやっていかれるのか、そここのところに力を入れていかれるのか、そういうことも含めてどんなふう

に今後の展望を考えておられるか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思います。

先ほど来から申し上げますように、個々の状況によってそれぞれ状況が違うという部分と、それから個人情報に関わってくるという部分で、なかなか空き家バンク登録までつなげていくということについてはどんどん数を増やしていけるというような状況ではないということでございます。

そういった中で、それも大きな問題ということもございますけれども、いずれにしても空き家については個人の財産という部分でございまして、その部分を個人がどういうふうにかえるかということが大きな問題だと思います。

先ほど飯森議員のほうからもご質問がありましたけれども、中に入っている家具、仏壇をどうするかというようなところの話から、年に一度は帰ってくるために残しておくというような話もございまして、年に2回、親戚が集まる場所を残しておきたいというような話もございまして、いずれにしましても、そういった中で活用に向けてどういうふうに話をしていくかということがこれからも大事になってくるかなというふうに思っております。

そういった中で、空き家を今後も増やしていかないという部分につきましては、今回お話をさせていただいて今回は見送るよという方についても、今後引き続きこういった制度がありますよという話と、それから、もし貸さないにしてもある程度自己管理という部分は常にしていただきたいというような意向も村の意向として話をさせていただいて、空き家をなるべく活用していきたい、そうでなければ空き家を有効に管理していただくという形を今後も引き続き取っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうですね。課題は多いかと思いますが、努力はされてもらい

たいと思います。

質問要旨2ということで書いたんですけれども、改めて聞くことでもないと思うんですが、村の政策という点で移住者の受入れということでの住宅政策、それから新規に宅地分譲するとか貸し家を作るとかそういった部分はありますけれども、一応、桑山の住宅についても今後どうするかということについては当面新築とかそういった計画はないというお話が前にありましたので、移住者の受入れという住宅政策ということでいけば、空き家活用の村としての位置づけとしてはやっぱり第一義的に考えておられるということになるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思います。

まず、移住者を受け入れるに当たり居住場所というのは重要なファクター、要素になります。移住される方の考え方もそれぞれでございまして、生活に利便性を優先する住居であったり、古民家がいいという方もいらっしゃる、庭つきで車が2台止められるような場所がいいとかというように要望は様々でございます。

村では住環境の整備として若者定住住宅の建設を進めてまいりましたけれども、新たな建設に当たっては、財源の確保、それから建物、設備、更新経費の問題、それから入居者の更新時に需要がどのぐらいあるかということについても不安があるところございまして、村営住宅の整備という部分についてはある程度限界があるという考えでございます。

そういったことを踏まえて村内にある空き家を活用するということは、リフォームの補助とかクリーニングの補助だとかそういったわずかな投資で住宅が確保できるということがございますし、それからそれぞれの地域にそれぞれ移住者が入っていただくことで地域のコミュニティという部分についても盛んになるような、そういった利点もございます。そういったこともございますので、今後においても空き家の活用をしていくということは重要であるというふうに思っております。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、移住者のニーズというのはいろいろでございますので空き家バンクだけちゃんとしていけばいいというわけにはいかないと思います。それぞれ新しい住宅の建設とか分譲地の造成という部分についても、今後の必要に応じてそれを併せて検討していくということも大事なというふうに思っておりますので、全て空き家活用という部分ではなくて、重要ではありますが、いろんな方法で住宅を考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。

何が何でも空き家で当面は対応するという事ではないということ、それは当然だと思います。新たな住宅あるいは分譲地とかそういったことも今後の検討に出てくるかと思うんですけれども、一つ私が思ったのは、先ほど5番議員がお聞きになりましたけれども、若者定住住宅にいる皆さんが子供も大きくなって今後住むところをどうしていくかという部分について前にアンケートというか意向調査をされたと思うんです。村内に住みたいという方もあったりしておりますので、空き家というのを、転入者の受入れのためというだけではなくて今いる方たちの転居というかそういう面での活用に使ってもらおうという考えというか、そういう見方もある程度していく必要もあるかというふうに思いますが、そんなようなことについてはどう思われますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、移住者だけのためにこの空き家バンク登録をしているということではございません。若者定住住宅に入られている方で、村内で自分の家を持ちたいということをお考えになられている方もいらっしゃるというふうに私も認識してございます。移住者だけではなくてこの村内にもそういったニーズがあるということでございますので、空き家活用には幅広い方に逆に活用していただくということが大事なかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうですね。移住に限ってということではもちろんなく、広く活用することが大事だというふうに思いますし、それには、私が思うには、人的な体制とか職務や何かの検討とかそういった部分で空き家対策、それから移住者、転居者、いろんな部分で人的な体制というの、現状のままでなくてももう少し充実していったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。今すぐということにはならないかもしれませんが、そういったことも検討として考えられることとなりますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 職員体制ということでございますけれども、今回の空き家バンク登録の調査等については、今、専門に職員を雇ってその任に当たっていただいております。

ります。現状把握の部分であともう2割ということで2年かかりましたけれども、順調に調査が進捗しているということ、それから物件の提供者も今の職員の手に残るほどの数が空き家バンクに登録されているということではございませんので、この村づくり推進課、それから住民課、振興課も含めてあらゆる担当、それぞれの担当のところで協力し合いながら、この空き家の活用に向けていろいろな面で努力していくということでございまして、当面は今の現状の体制の中で事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。

ぜひそういったことも今後考えていくようにしてもらったほうがいいのかなと私は思うんですけども、検討をまたいろいろされることがあると思いますのでよろしくお願いします。

では、続いて2番目の公共交通政策についてということでお聞きしたいと思います。

公共交通に関しましてはさきの6月議会でもお聞きいたしました。そのときのご答弁で、筑北村と事務者レベルで話し合いを行う予定というようなことでしたけれども、聞きましたら、先月、8月上旬に公共交通に関して筑北村の事務担当者と麻績村の担当者との話し合いが行われたということのようですが、その話し合われた目的とか内容というのがどういうものだったかお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） お答えさせていただきます。

さきの6月の議会のときに私のほうから、できたら懇談してきたいというふうなお答えをさせていただきました。このことから、8月6日になりますが、この4月より村営バス運行事業者が筑北村の村営バスの運行事業者と同じになったということであります。相互に、両村の現状における公共交通の運行形態の内容や、それぞれの抱えている課題などについて情報共有をするために懇談を行ったものであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今ご答弁がありましたけれども、こういう話し合いをするきっかけとっていいのか、今言われたようなことで運営会社が同一になったというようなこともあってということですけども、この話し合いをしようというか申入れというか、それは麻績村のほうからしたんですか、それか筑北村のほうから来たんですか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 先ほど申し上げましたように、4月から同じ運行事業者になったということで、相互に懇談しようじゃないかという話で今回懇談させていただきました。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうしますと、今後どういうふうになるのかということではちょっと知りたいんですけども、要旨2として今後のスケジュールや進め方ということでお聞きしたいんですけども、今後の会議の予定だとかそれ以外のことで何かスケジュール的なことであればちょっとお聞きしたいんです。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今後のスケジュール等でございますけれども、今のところ特に決まったことはございません。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 予定は特に決まっていないということですけども、今回話し合っただけで、今後はそれぞれ双方の村で独自に進めていくということなのか、両村でやっていくことの協議とかそういったことについての見通しとか確認とか、そういうものは全くないということですか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今後の両村での展望ということではありますが、両村で共同運行するということになればまだ幾つかの調整や協議が必要な事項がありますので、検討課題として今後も研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今お聞きしたのでいきますと、8月の話をしたという部分については、深いところまでの話じゃないということのようですが、私は、具体的にこういった形で進めていく方向で話し合いを継続していくというふうにされていくのかと思っていましたけれども、もしまだその辺は未定ということだとすれば、今後、村営バスの関係についてどうしていくかということを協議する場というのはどういうふうになるのでしょうか。現在の麻績村の村営バス運営審議会の中でやっていくということなんでしょうか。その協議の場というのはどういうふうになるのか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 両村での協議の場ということはまだ決定しておりませんが、村内での協議の場ということになれば、現在あります村営バス運営審議会の中で協議させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうすると、バスの運営審議会の中では方向性を決めたり麻績村でこうやっていこうということ独自に決めるというふうにはいかないというか、筑北村との話合いのことも今後考えてということで、運営審議会として着々といろんなことを進めていくということはないということですか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今後の状況によってだと思います。筑北村との共同運行が順調に話合いができて進むということであれば進むかと思えますけれども、まだ現在のところは全く未定の段階であります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） では、運行についての具体的なこととかそういったことは今後どういうふうになっていくかということで1回話合いをしたということで、今のところはそれで済んでいるという状況かというふうに受け止めます。これ以上お聞きするということは今の段階ではあれなんです、例えばですが、麻績村としては、さっき言った共同運行とか今後のバスの運営の方向、共同していろんなことを検討したりしてやっていくという方向、そういう考えが基本にあるかどうかそれを知りたいです。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 最終的には、この地域は地域で筑北村と麻績村の共同運行ができればいいかなというふうに個人的には思っています。ただ、それまでには多少時間がかかるかなという気もします。今後、研究、検討をさせていただいて進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そういうことで、現状ではこれ以上聞くということはいけません

けれども、村民の皆さん、特に高齢の皆さんには切実な問題ですので、ぜひ利用者目線をもって早期に充実した制度をつくり上げていただきたいというふうに申し上げておきます。よろしくお願ひします。

それでは次の質問に移ります。

ふるさと納税についてということでお聞きいたします。

先頃、2023年度、昨年度のふるさと納税が1兆円を超えたということで新聞等でも報じられました。この制度は、地方創生の一環として平成20年5月から始まったかと思ひますけれども、返礼品への関心などから幾つかのポータルサイトがこの制度の仲介をするようになって一気に過熱化して、今では官製通販じゃないかななどと言われる状況になっております。

また、課題も並行して問題化しておりまして、特に東京都では、都民による全国の市町村へのふるさと納税で住民税が他の自治体へ流出して、年間数十億円税収が減っているというようなことも報じられていました。一方、地方の自治体では貴重な財源としてこの制度を重視しているところも多く、返礼品の競争になっているというような状況もあるかと思ひます。

そこで、当麻績村のふるさと納税についての考えをお聞きしたいと思ひますが、前段として、返礼品に関してお聞きしたいと思ひます。要旨1ということを書きましたが、この返礼品の仕事の委託を受けておられる事業者の方、個人、団体などがありますが、行政との話し合いとか、協議とか意思疎通とかそういった点は今どんなふうになされておられるのかお聞きしたいです。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思ひます。

返礼品の取扱業者とは、返礼品ごとに業者が異なりますけれども、返礼品の変更、内容とか金額、それから配送エリアとか、そういった変更等があれば変更を行う数か月前から打合せをメールや話し合い等で行っておりますし、都度、その在庫数についても確認しております。

それから、協力隊OBから出荷されているリンゴの返礼品でございますけれども、これにつきましては、出荷時期、品種、数量について昨年度からの変更点だとか反省点をシーズン前に担当者と打合せを行っております、返礼品業者とのコンタクトについては適時適切に行っております、特段の問題が生じているということはございません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私も取扱いをされている皆さんと話をしていないもので、ほかのところの状況といっても余り聞いてもないんですけれども、自治体によって違うかと思えます。すごく重きを置いて地元の産業の振興だとか業者の支援というようなことに力を入れようということで返礼品を扱う業者といろんな話合いをしたり支援の方策を取ったりというようなことをやっている自治体もありますけれども、今お聞きすると、個々にそれぞれの担当をされている業者なり個人の方と連絡を取り合って進めているということです。

そうすると、特別に今の状況でいきますと何も支障がないということでそういうふうになっていただいているということですから、要旨1としてはそういう状況だということに分かりました。

では、要旨の2のほうへ移りますけれども、村としてこのふるさと納税制度に関してどういうふうを考えるかということをお聞きしたいんですね。内容としては、制度の趣旨だとか、それから全国の状況や何かの動きを見てどうなのかとか、それから財源としての視点とか、それから村内の業者、産業の支援や振興というような点についてどんなふうにご考えておられるか、できればこれは村長にお聞きできればと思います。そんなことにお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） ふるさと納税につきましては村としても大変大きな財源ではないかと思っているところでございます。全国には100億、200億近いそんなふるさと納税をしている市町村もあれば、また、先ほど議員が言われたとおり、神奈川県等においては300億近いお金が地方に流れていってしまうというような形で、都市部においては大変懸念されているという部分がございますけれども、そんな地域振興という形の中で、ふるさと納税についてはあくまでも地域で製作されたもの、また地域で取れたもの等が主体的に、なおかつふるさと納税の金額に応じて基本的には3割、4割というような形の中で返礼品をというで行われているわけでございます。

村におきましてもいろいろと、今、返礼品の品目も増えてきたというような状況ではございますけれども、できればもっと返礼できる多くのものが地域の皆さん方によって作り上げられれば大変ありがたいかなと思っているところでございます。

いずれにしても、今、多くのサイトを使って皆さん方が申し込んでくるわけでございますけれども、そういった中にどれだけ返礼品となる品物があるかというような話の中には、やはりふるさと納税をする皆さん方が選ぶという部分がございますので、そういっ

たことも考えますと、より多くの品目があって選ぶほうにおいても自分の好きなものを選べるといような、そんな状況になっていければありがたいかなと思っているところでございます。

いずれにしましても、なかなか今、税収を上げるというようなことは大変難しい状況でございます。強いていえば、人口減少が起きる中においては、家屋とかいろいろな固定資産税等についても年々減額になっていく、所得税についても減額になっていくというような状況でございます。

そういった中で、これだけのふるさと納税における収入というのは大変大きなウェートを占めるという形になろうかと思っておりますので、今後におきましても、より多くの村民の皆さん方、また村民の団体とか会社の皆さん方にいろんなものを試行錯誤して考えていただく中で返礼品の充実が図っていければありがたいと思っておりますし、また、いろいろな皆さん方に麻績村にふるさと納税をしていただければありがたいかなと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今ご答弁がありましたけれども、大きな財源として考えているということで、このふるさと納税という制度の趣旨に関しては大変ありがたい制度と捉えていらっしゃるというふうに私は受け止めました。いろいろ市町村によって、東京都とかそういうところでは困った制度だみたいなふうに思っているところもあるんですが、地方にしてみれば非常に財源としては大きなものだということなんですが、もし村としてそういうふうな形で捉えるとすれば、今は特に支障なく返礼品やいろんなことについて個々に打合せをしているということですが、できれば、ふるさと納税という制度を今後もある程度重視していくという部分であればもうちょっと何か、関連する皆さんとの話合いだとか、それから村としていろいろな方針を伝えたり、こうしていきたい、ああしていきたいということについて話合いをするとか協議するような場があったほうがいいんじゃないかなと。

例えば、何かこういうものを用意してもらいたいとか、こういうものがないといろいろやってくるのに困るからぜひ買いたいのをお願いしたいとか、そういうことも個々にあるかもしれないんですが、全体としてのそういったことを村としてのふるさと納税に関して進めていく上で、関連する、取扱いをされている方たちと話合いをしたりするという、そういうような部分である程度これを大事に、今こういう制度があるんだからもう少ししっかりと根づいて、

根づいてというか持続できるようなものにといい、もし意思があればそういう方向に話し合いをするとか、そういったことが大事じゃないかというふうに思いますが、現状のままでいくということなのか、そこら辺について今後少し考えていかれるのかどうか。村内の業者の支援とか振興という部分についてどう思われますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） ふるさと納税につきましては、それぞれいろいろな方々と、全員を集めてなかなか協議をするとか何をするというのは大変難しい部分ではないかなと思っるところでございます。

いずれにしても、個々からいろいろふるさと納税に対して、こういうものを出したらどうか、こういうものを出したいんだけどもというようなご相談を受ける中におきまして、やはり担当のほうでそれをふるさと納税商品として出せるような方向へ、いろいろな部分で個々に検討しながら一つの商品を作り上げていくというのが今の実情でございます。

全体的に会議をするということになりますと、やはりこういう村のふるさと納税の方向性はこうなっているとか、また、皆さん方に今以上にそういった商品についてお出しいただくように頑張っていたきたいとか、そういった形の中での話し合いというような形になるかと思っますけれども、現時点におきましては、個々の皆さん方と対応する中で、よりよい品物をより多くというような形で、また、なおかつ新たな製品についてはふるさと納税に商品として出したいというような皆さん方と一緒に研究しながら、今、商品化をしているというようなこともございます。

今後において、やはり多くの皆さん方、そういった一連のふるさと納税に携わっている皆さん方と話し合いの機会を持つという場面も今後は出てこようかと思っますけれども、必要に応じた中においては対応を図っていきたく思っるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今ご答弁がありましたのでこれで終わりますけれども、このふるさと納税に限らず、村の事業に関わる部分については村民との協働、ともに働く協働ということが非常に重要な部分だということで、村としても基本的に村政の運営については村民と協働してやっていくということが方針としてあると思っますので、もう少しそういった部分に意識を注いでいろいろ進めていただきたい。ふるさと納税に限らずいろいろな部分について村民

との協働ということをぜひやっていただきたいということを改めて申し上げまして、私の質問はこれで終わります。

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了いたしました。

---

◇ 宮 下 朗 君

○議長（峯村賢治君） 次に、3番、宮下朗議員の一般質問を許可します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 3番議員の宮下朗です。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は、通告いたしましたとおり、地籍調査の現状と今後について、麻績村福祉センターの施設管理について、飼い主のいない猫対策についての3項目です。

一問一答形式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、地籍調査の現状と今後についてお伺いいたします。

今年1月に発生した能登半島地震のような大規模災害時におきまして、土地の境界等権利関係が不透明で復興が遅れるという事例が幾つか報告されております。現在、法務局で管理されている土地の記録は、その半分ほどが明治時代の古い記録を基にしたもので、現実とは大分異なっている場合が多いと言われております。地籍調査が実施されれば、境界等の情報が更新されまして災害時の復旧・復興の促進につながるとされております。

そこで、現在の地籍調査の概要と調査方法についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私から地籍調査の概要と調査方法について申し上げます。

地籍調査とは、国土調査法に基づき、土地ごとの所有者、地番及び地目の調査を行うとともに、境界及び地積、面積に関する測量を実施して、その結果を地籍図、いわゆる地図ですが、及び地籍簿、簿冊ですが、に取りまとめるものとなります。

地籍調査を行う背景には、土地に関する記録の資料として、議員おっしゃるとおり、現在も利用されている登記簿や公図の一部につきましては、明治初期の地租改正のときに作成されたものがあり、当時の測量技術の低さと長い年月による土地の形状、状況の移り変わりな

どがある中で現状と合わないところがあるということでございます。

また、境界が不明確な土地につきましては、公共事業を実施する際に現地と登記の内容が一致しない場合もあることと、計画策定、設計、用地買収に時間を要し事業の進行の妨げになることもあります。

また、能登半島地震という話がありましたけれども、地震や土砂崩れ、水害などの災害が起きてしまった場合、地籍調査が行われていれば、個々の土地の状況が地球上の座標値で示されているため元の位置を容易に確認することができ、復旧事業を円滑に進めることができるものでございます。

また、住民間や官民間において境界紛争などのトラブルが発生する場合もありまして、こうした事案に対応するため、隣接する土地所有者同士で確定した境界ぐいを基に現在の精度の高い測量技術に基づいて測量を行い、土地の正しい位置と形、地番、地目、面積などを調査して現状と合った正確な地籍図と内容を記した地籍簿を作成するものとなります。

調査方法でございますが、まず対象地区において説明会を実施し、調査の概要をご理解いただくという形になります。次に、公図や登記簿などの資料を基に境界を土地所有者などにより確認していただき、両者承諾の上で境界点にくいを設置します。この作業を一筆地調査といいます。次に、測量業者によって一筆地調査の結果を踏まえて測量が行われます。これを一筆地測量と申します。調査や測量の成果に基づき作られた地籍簿と地籍図を地権者に確認をいただいた後にそれを法務局に提出しまして、正しい情報で登記がされるという形になります。

概要と調査方法については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） やっぱり小さい自治体にとっては、地籍調査の費用、また財政措置等が必要になってくるとお聞きしておりますけれども、この費用の問題についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、財政措置と費用面でお答えさせていただきたいと思えます。

調査や測量にかかる経費に対しまして国が50%、都道府県が25%の補助がされます。残りの25%を市町村、村で負担することとなりますが、この負担に対して特別地方交付税で80%が算入されるということでございます。実質的な負担は5%程度という形になります。

平成24年から令和5年度まで事業を実施しておるわけですが、補助対象事業費という形になりますが、総額で1億2,775万8,000円という事業費がかかってございます。

財源または費用については以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 補助申請について大変ご苦勞になっておるとは思いますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと申します。

それで、平成26年12月の議会の一般質問によりますと当村では、平成24年に地籍調査が開始されまして、当時の実施率は6.4%で完了までに30年かかるという当時の課長の答弁がありました。また、今年度の予算の能登半島地震に伴う座標変換業務の内容も含めまして令和6年現在の地籍調査の実施状況をお聞かせください。お願ひします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは実績につきまして申し上げたいと申します。

麻績村における地籍調査は、平成24年度から開始されまして、宮本、矢倉、野口、女渕砂原、和合下田、下井堀の計6地区で実施されてございます。実施された6地区の事業面積は合計2平方キロメートルとなるわけでございます。

現在の取組状況でございますが、下井堀地区の東側で一筆地調査を9月下旬から行う予定としておるところでございます。

進捗率でございますけれども、地籍調査の進捗率という形で県のほうに報告しているデータについて申し上げます。村の総面積34.38平方キロメートルのうち国有地等々を抜かす中で調査対象面積が34.26平方キロメートル、これに対して令和5年度までに実施済み面積が4.83平方キロメートルという形で、進捗率が14%となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

今、課長から説明がありましたけれども、進捗率が14%ということで、国土交通省のホームページを見ますと全国で53%、長野県で39%という数字が出ていました。このペースで調査を進めていくと、10年前の予想と同じく、完了までにまだ二、三十年かかるんじゃないかなという予想になるような気がするんですけども、そのあたりはどういうご認識でしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） なかなか難しい状況ではございますが、順次補助を活用する中で事務を進めてまいるところでございます。住宅地にはなかなか難しい場面はあろうかと思いますが、森林等については今ドローンを活用した調査も進んでおります。そういった調査手法も導入がされていけばスピードアップも考えられますが、いずれにしても、あと数年というわけにはいかず数十年というような形になろうかと思っております。そんな形でよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 遅れの原因の一番の、一番ということはなかなか難しいかもしれないですけども、そこら辺の一番の原因はどうお考えでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 予定する中で事業進捗を図るわけでございますが、補助金つきという部分も、国庫補助の配分の状況もあります。また、それぞれ関係機関がございます。具体的に申し上げますとJRとかNEXCO、そういった部分との協議も時間が要する部分がございます。そういった場面で若干予定よりは遅れているというような形で認識しておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

地籍調査における土地境界調査に当たって、土地所有者等の立会いが必要という先ほども課長の説明がありましたけれども、これまで、現地調査等の実施通知を受け取っても反応がない土地所有者がいた場合、周辺の土地も含めて筆界未定ということになって事実上取引などが難しいという土地になっていたということなんですけれども、今年度の7月から国も省令を改正して、現地調査等の通知に応答がない場合、一定の条件を満たせば土地境界のみなし確認制度が適用されて境界が確認できた土地として登記情報を更新することができるという省令ができたようなんですけれども、この制度に対する村としての対応はいかがでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 議員のおっしゃるとおり、立会い通知を送ったにもかかわらずそれに対する反応がない場合という形で、令和6年6月28日に公布、施行がされました地籍調査の円滑化・迅速化という部分の作業規定の準則の改正がありました。それによりまして、

「土地所有者等について、所在が明らかであるにもかかわらず、現地調査等の通知を行っても反応がない」場合は、筆界案の送付を行った後、20日間を経過しても意見等の申出がなかった場合は、所有者から筆界案の確認を得たものとする、要はみなしとして調査可能となりました。

こういったケースはないことが一番いいのかもしれませんが、もしこういう場面がありましたらこういった制度を使う中で事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 今までの麻績村における地籍調査におきまして、そういう何回確認の通知を送っても返答がないというような事例はありましたでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 詳しい状況は把握してございませんけれども、それぞれ通知を送る中で皆様にご協力をいただいているというような認識をしております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 多分、少子高齢化の時代に入ってくると思われますので、こういう事例も中には発生してくると思います。筆界未定で隣の土地まで確定しないような状態にならないように、ぜひうまく活用しながら調査していただきたいと思います。

次の要旨に移りますけれども、地方じゃなくて都市部かとは思われますけれども、地籍調査によって土地の境界が確定し固定資産税が増加したという事例も聞いておりますけれども、麻績村においてはそういったことはありましたでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、税収への反映につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

令和5年度までに実施した地区におきましては、当初の登記簿面積合計が1.53平方キロメートルから地籍調査後は1.93平方キロメートルとなり、0.4平方キロメートル面積が増加したものの、地目が農地や宅地から逆に山林・原野へ変更するといった場面もございます。具体的に固定資産税の増収へどの程度反映されているかについては不明でございます。

引き続き調査範囲を広げ、課税の適正化・公平化を進めていく中で増収へつながる可能性もあると思えます。先ほどおっしゃったように、地籍調査の結果、面積が増えて増収につ

なまったというような自治体もあるようでございますが、当村においては不明という形でございます。よろしく申し上げます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） やはり地籍調査につきましては、災害復旧ばかりではなくて、道路工事等の公共事業の円滑化にとっても大変有効だと言われております。各種事業の先行投資ともなると思いますので、ぜひ早期の完了をお願いしたいと思えます。

最後に村長にお伺いしますけれども、これからの地籍調査の実際の順番でありますとか今後の調査の基本的な方針をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） ただいま議員さんのご質問のとおり、地籍調査につきましては、順次ひしひしと進めているというような状況でございます。平成24年に地籍調査に取り組んだ時点においては、結構国のほうの予算枠という部分につきまして、事業枠についてもかなり、2,000万、3,000万というような事業費がついたわけでございますけれども、昨今においては、全国的に実施してきたというような影響もございまして1,000万を欠ける、せいぜい900万、1,000万前後のそんな事業費しかつかないというような状況でございます。

そういった中で、やはり調査するエリアも決められているというようなことの中におきましては各地区を一括できなくて2分割して実施してきたとかいろんなそういう形があるわけでございます。

今後におきましても順次そこを進めていくわけでございますけれども、ただ今後においては、住宅密集地で大変登記簿上が混雑しているような地域あるいは村が今後事業推進をするという、そんな地域が計画予定上にあるというようなことになれば、順次そういった部分で、もしかすればそのときそのときの実行に応じて場所を変えながら実施していくというような形も検討の課題にはなっているというようなことでございますけれども、今後においてはできるだけ早く完成するように実施していきたいと。

なおかつ、今、議員さんの言われたとおり能登の地震等の災害等も懸念される中におきましては、そういった後の自分の土地の復元という部分についてはやはり地籍調査をやっているとしっかりとできるわけでございますので、そういった部分においても今後早くできればと考えるところでございます。村においても極力、国・県のほうへの申請の中においては予算取り、事業費取りをしっかりとる中で今後推進してまいりたいと思えますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

麻績村で地籍調査が始まった平成24年の広報に地籍調査のPR記事が掲載されていましたが、その見出しとかキャッチフレーズのところに、ちょっとアクセントはよく分からないんですけども、くいを残して悔いを残さずというような言葉がありましたので、麻績村の持続的な発展のためにもぜひ早期の完了をお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

麻績村の福祉センターの施設管理についてお伺いいたします。

まず最初に、現在の施設の利用状況と管理運営の現状をお聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それではお答えいたします。

運営状況としましては、昨年度の実績になりますけれども、年間で延べ2万7,000人の皆様にご利用いただいております。その管理運営につきましては、麻績シルバー人材センターへの業務委託により行っており、契約の内容としますと、従事される皆様の時給による単価契約というような形で行っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

管理運営につきましてはシルバー人材センターに委託されているということですが、お話によりますと、シルバー人材センターも高齢化と人員不足等でなかなか運営も難しくなっているというような話も聞いておりますけれども、今後の管理運営の委託に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） シルバー人材センターには長らく福祉センターに携わっていただいておりますので、施設の管理、機械の操作、来場者の対応など全ての面で精通していると思われまして、ですので、引き続きシルバー人材センターをお願いしたいという考えでおります。

一方で、管理運営していただいている中で施設や運営の課題などに関しても村のほうへ寄せていただいております。対応を協議する中で少しでも従事者の負担軽減等を図ればと

考えております。

以上になります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

契約は毎年、年度契約ということでよろしいですか。なかなか難しい面というか、タンクとかそういうものの管理とか、高齢化してきてというような話も聞いていますので、ぜひよく話し合っって運営委託していただきたいと思います。

福祉センターのお湯は大変硫黄成分が高くて温泉としては大変評価が高いところだと思うんですけども、給湯設備等の劣化が激しくて年々維持費がかさんでいると思います。また、昨今の光熱費や修繕費の高騰で経営的には大変厳しい状況だと思われまうけれども、入湯料や施設の利用料等の値上げはお考えではありませんでしょうか、お伺いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） ではお答えさせていただきます。

全面的な改修から10年以上が経過し、施設の老朽化に不具合等の改善について受託者や住民の方から要望を幾つかいただいております。いずれも対応が必要な事項と認識しておりますけれども、緊急性や安全面を考慮しまして優先順位により随時修繕等を実施していきたいと考えております。

使用料との関連につきましては、福祉の増進を図るという施設の設置の目的を鑑み現状の料金を維持したいと考えておりますけれども、昨今の物価高騰の状況や近隣施設の料金等を確認し、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。宮本の福祉センターにつきましては、多分、入湯料等は近隣でも最低の価格でやっていただいておりますけれども、できる範囲でよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、福祉センターの施設の防災と防犯対策ということで、先ほど課長さんからもちょっとお話がありましたけれども、施設の管理者のほうから幾つかの不備というか不点の情報をもらっているんですけども、特に2階部分の避難ばしごの位置なんかは消防署等にも指摘されているようです。また、非常灯がつかないとか、防犯的には外に面しているサッシとか浴室のドア等の建てつけが悪くて隙き間がかなり開いているとか、私もちょっと確認

させていただきましたけれども老朽化もしていると思いますので、なかなかそこら辺のところはいろいろな不具合が出てきていると思うんですけれども、役場の対応としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

施設に関する不具合等の事項につきましては、当然、受託者のほうから村へも報告いただいております。軽微なもの、予算の範囲でできるもの等を見積書を徴する中で修繕の準備等を進めている状況でございます。ただ、2階ベランダの避難ばしごにつきましては、代替設備を設けるにしましても避難経路等、関係機関との協議も必要になってこようかと考えております。ですので、そのあたりは若干時間をいただければと考えております。

いずれにしましても、万が一の場合に来場される皆様や運営に従事される方に被害が出ないよう改善を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） やはり一番大切な部分というか、防災については十分気をつけていただいて、避難ばしごについても、確かに課長がおっしゃるとおりに簡単にはつけ替えられないような感じにも見受けられましたので、また計画的な整備をお願いしたいと思います。

次の要旨に移りますけれども、玄関を入れて1階の南側の椅子とテーブルの置いてあるスペースなんですけれども、以前に、もしかしたら改修前かもしれないんですけれども、軽食を提供していたと記憶している部分があるんです。うどんとかカレーとかをやっていたんじゃないかなという記憶があるんですけれども、現在、改修され狭くなったかどうかちょっと分からないんですけれども、あその場所で軽食を提供できないかとか、あと地元のパンやおやきの販売ができないのかというような要望をお聞きしているんですけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

確かに以前に軽食を提供というようなお話も聞いておりましたが、どのような経緯でその提供を終了させていただいたかという詳細はちょっと不明でございます。ただ、現在ではもう一回再開というところも人員的な問題もありちょっと難しいかなと考えております。

また、ご質問にありましたパンやおやきの販売はというところでございますけれども、仕入れとか在庫管理が課題になろうかと思っております。現在委託しているシルバー人材センターの

職務の中でお願いするというのもちょっと難しいと考えておりますので、来場される方が買ってご持参いただくというような対応でお願いできればと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

この問題につきましては、村内で飲食を提供する飲食店が減少している傾向にもあります。結局お昼が食べられないというような、そういう要望というか苦情というか多数寄せられていまして、先ほど課長のおっしゃった人力的な問題ということに関していえば、やってくれる方に委託するとか、人力的なことだったら何とか解決の方法があるんじゃないかなというような気もしているんですけども、何か条例的にか施設的に軽食の提供ができないとかそういったことはあるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 以前に行われていた軽食の関係ですけれども、冷凍食品等を温めて提供するというようなものであったと記憶しております。実際に調理するという形になりますと、あそこの調理場では設備が不足しているかなと思われれます。実際に調理したものを提供するという形になると保健所等の届出も必要になるかと思いますので、そのあたりについても十分な検討が必要かと、外部の方をお願いして活用していただくということについても十分検討が必要かなと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 分かりました。何とかそういう課題がクリアできるようでしたら、またぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは次の質問事項に移らせていただきます。

飼い主のいない猫対策についてですけれども、2020年のコロナ禍以降に外出が制限される中でペットの需要が拡大し、それに伴い飼い主のいない猫、いわゆる野良猫が急増しまして、全国的に社会的にも大変問題になっております。村内でも野良猫の増加が話題に上るような機会が増えたような感じがいたします。この点に関する行政としてのご認識はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

村のほうにも時折、子猫が生まれて困っているというような、野良猫だというような情報が寄せられております。ですので、村としてもそういう課題があるということは認識しておりますけれども、昨今、増加しているかどうかというところの状況は把握できておりません。以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） あわせまして、これに対する対策とかそういうことはまだ特に進んでいないということですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 村では、飼育できる環境がないこともありまして、飼い主のいない猫を捕獲してきて飼い主を探すといった対応は今のところしておりません。そういった場合には、地域猫の支援団体とか保健所の飼い主を募集できるサービス、そういったものをご紹介する対応にとどまっております。また、飼い主に対しては、実際に村の広報無線等で飼い方についての注意等と呼びかけさせていただいて、野良猫にならないような形の飼い方という形で呼びかけをしているのが現状でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

今、課長からご説明がありましたけれども、引き続き飼い主に対する啓発活動等はお願ひするところではありますけれども、この問題につきましては、先進自治体、特に、ホームページ等を見ますと上田の地区のほうでは、地域猫活動ということで、地域住民と行政、ボランティアが協力して、捕獲して、不妊・去勢手術を施した上で元いた場所に返すという活動をしていると聞いております。近隣自治体でも不妊・去勢手術に対する補助金を出しているところも大分増加してきている傾向にはあると思っておりますけれども、今後、麻績村としては補助金等を出すお考えはありませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

繁殖制限の手術に関する助成制度につきましては、現状では村では行っておりませんが、県内で4割ほどの自治体が行っております。近隣の状況を見つつ、住民の皆様の生活環境を守るために、また小さくともかけがえのない命を守るためにも何らかの方策を研究してまいりたいと考えております。

いずれにせよ、村からの助成だけではなくそれに携わっていただけるボランティア等、人的な課題もあろうかと思えます。そういったものを含めて研究はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいんですけども、飼い主のいない猫問題は大変難しい問題だと思います。大変迷惑に思う人が9割というアンケート結果も出ているということで、また一方で、かわいそうだから餌を上げたい、また地域で猫を飼いたいという方も相当数いるというような話も聞きます。これから大変難しい問題になってくるかと思えます。猫は1頭の母親から年間何回も出産して2年で80頭くらいになっていくという情報もあるようです。ぜひ早いうちに補助金等の対応をお願いしたいと思います。

それでは以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下朗議員の一般質問が終了いたしました。

---

### ◎委員長報告

○議長（峯村賢治君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました第6－9号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情の結果について報告を求めます。

宮下総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮下 朗君 登壇〕

○総務経済委員長（宮下 朗君） 総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

第6－9号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出を求める陳情については、採択、意見書提出としました。

冤罪については、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直しにより救済が図られていますが、再審手続の進め方については、法令において詳細に定められていないため、裁判所の広範な裁量に委ねられており、真偽の適正さ及び公平性が損なわれかねない状況となっております。再審の請求は無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見した場合等に認められるため、

とりわけ捜査機関等の手元にある証拠の開示が重要となりますが、その取扱いについても明文規定が存在しないことから、事件によって証拠開示の範囲に差が生じるほか、捜査機関により適切に証拠が保存されずに証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念があります。

また、再審開始の決定がなされるとその後は公判において有罪または無罪の立証が行われ、再審における最終的な判決が下されることとなりますが、検察官が再審開始の決定において不服申立てを行い速やかに公判への移行ができない事例も相次いでおり、再審手続がさらに長期化する傾向があります。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたしました。

○議長（峯村賢治君） ただいまの総務経済委員長の報告によると、第6－9号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情は採択、意見書提出です。

それでは付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第6－9号の陳情は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第6－9号の陳情は採択、意見書を提出することに決定いたしました。

次に、社会文教委員会に付託しました第6－8号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情、第6－10号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情、第6－11号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める陳情についての結果報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託されました陳情3件の審査結果を報告いたします。

なお、結果につきましては、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

まず、第6－8号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情については、採択、意見書提出としました。

私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒減少期の現在、

私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より高等学校等就学支援金政策が実施され、私学に通う生徒も就学支援金が支給されることとなりました。しかし、昨今の厳しい経済状況の中で保護者の学費負担は深刻な状況が今も続いており、多くの保護者、生徒が公立学校との学費差、全額無償な地域もある中での地域間格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを展開する私学は子供たちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることがあってはいけません。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

次に、第6-10号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情につきましては、採択、意見書提出としました。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比して賃金水準が低い状態であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した評価料や加算を盛り込みました。しかし、2.5%のベースアップ目標としていたものの、実際の診療報酬のペーパー評価率や介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を運営する医療や介護の法人では従事者間に不公平を持ち込むことになるとして賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような入院患者が受け入れられないあるいは介護事業所が利用できないなどの医療崩壊・介護崩壊を人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

次に、第6-11号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める陳情につきましては、採択、意見書提出としました。

国民健康保険がスタートした当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して始まったもので、これは、国民健康保険制度本来の理念です。

公的医療保険は国民に平等に医療を保証するための仕組みであり、加入する保険によって

負担や給付に大きな格差があることはそもそも制度の趣旨に反します。同じ収入、世帯構成の家族が加入する保険が違うだけで保険料の負担が異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものと考えます。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情3件についての審査結果の報告といたします。

○議長（峯村賢治君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第6－8号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情、第6－10号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情、第6－11号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める陳情については、採択、意見書提出です。

それでは付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第6－8号、第6－10号、第6－11号の陳情は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第6－8号、第6－10号、第6－11号の陳情は採択、意見書提出とすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 本日本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で令和6年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

令和6年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和6年9月12日（木）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- |        |         |                                       |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1  | 認定第 1号  | 令和5年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 2  | 認定第 2号  | 令和5年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 3  | 認定第 3号  | 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4  | 認定第 4号  | 令和5年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 5  | 認定第 5号  | 令和5年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 6  | 認定第 6号  | 令和5年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 7  | 認定第 7号  | 令和5年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第 8  | 議案第 1号  | 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 9  | 議案第 2号  | 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について                |
| 日程第 10 | 議案第 3号  | 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 4号  | 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について               |
| 日程第 12 | 議案第 5号  | 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第 13 | 議案第 6号  | 令和6年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 日程第 14 | 議案第 7号  | 令和6年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 日程第 15 | 議案第 8号  | 令和6年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）             |
| 日程第 16 | 議案第 9号  | 令和6年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第 17 | 議案第 10号 | 令和6年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第1号）             |
| 日程第 18 | 議案第 11号 | 令和6年度麻績村下水道事業会計補正予算（第1号）              |

- 日程第19 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第 2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 発議第 1号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出について
- 日程第22 発議第 2号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第 3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について
- 日程第24 発議第 4号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める意見書の提出について
- 日程第25 発議第 5号 議会議員の派遣について
- 日程第26 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

#### 出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	宮下朗君	4番	茂木泰男君
5番	飯森寛志君	6番	宮川秀俊君
7番	清水清君	8番	峯村賢治君

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	塚原勝幸君	副村長	宮下利秀君
教育長	加瀬浩明君	村づくり推進課長	塚原敏樹君
総務課長	森山正一君	住民課長	宮下佳康君
振興課長	塚原貴志君	観光課長	宮下浩保君
教育次長	宮下信俊君	代表監査委員	飯森力君

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁 書記 龍頭詩織

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和6年第3回麻績村議会9月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、写真撮影、傍聴等の申出がありましたので、これを許可します。

---

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明を願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第1、認定第1号 令和5年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に関する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯村賢治君） 全員起立。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第2、認定第2号 令和5年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第3、認定第3号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第4、認定第4号 令和5年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第5、認定第5号 令和5年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第6、認定第6号 令和5年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第7、認定第7号 令和5年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第8、議案第1号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 討論をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） はい。

○2番（塚原利彦君） 私は、本議案1号については反対の立場です。

本議案は、政府の方針で今年12月2日から現行保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証への一本化に基づくものでありますが、現行保険証の廃止に対する批判や混乱は全国で起こっております。本来、作成は任意だというマイナカードを半強制的に推し進めるのはおかしいと思います。

よって、私はこれに基づく本議案に対しては反対であります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） ほかに討論はございますか。

賛成の討論はございますか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、反対の討論はございますか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 賛成者多数。

賛成者多数と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第9、議案第2号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第10、議案第3号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第11、議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第12、議案第5号 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第13、議案第6号 令和6年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第14、議案第7号 令和6年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第15、議案第8号 令和6年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第16、議案第9号 令和6年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第17、議案第10号 令和6年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第18、議案第11号 令和6年度麻績村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎同意第1号の質疑、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第19、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第2号の質疑、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第20、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第21、発議第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第22、発議第2号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第23、発議第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第24、発議第4号 国民健康保険財政への国庫負担金の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第5号の上程、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第25、発議第5号 議会議員の派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶がございます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月5日に開会されました第3回9月定例議会におきましては、令和5年度の決算認定をはじめ、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算、人事案件ほか、議案を提出させていただきました。これらの議案、全議案につきまして慎重にご審議を賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、いずれも重要な事項でございますので、適正に執行してまいりたいと存じます。

一般質問におきましては、6名の議員の皆様から、今日の課題や将来の村づくりに向けての発展的な多くの貴重なご提言をいただきました。いずれもこれからの村づくりにつながる重要な事項と受け止めさせていただき、研究を深めてまいりたいと存じます。

令和5年度の決算から監査委員よりご意見もございましたが、将来を見据えた健全な財政運営に考慮し、貴重な財源を一層効果的に活用することを念頭に、住民の皆さんが安心・安全に暮らせる村づくりの推進に向けてまた努めてまいりたいと考えているところでございます。

議員各位には、村政運営に対しまして引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、令和6年第3回麻績村議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時54分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員